

「学習指導要領等の改訂に伴う幼稚園、小学校、中学校に
おける教育課程の望ましい編成と実施」について

(答 申)

平成21年3月9日

島根県教育課程審議会

目 次

| | |
|--|----|
| I はじめに | 1 |
| II 幼稚園における教育課程の編成と実施について | 3 |
| 1 幼稚園教育で大切にしたいこと | 3 |
| 2 教育課程実施上の配慮事項について | 4 |
| (1) 人とかかわる力の育成について | 4 |
| (2) 規範意識の芽生えを養うことについて | 4 |
| (3) 体験を通して思考力の芽生えを養うことについて | 5 |
| (4) 豊かな感性や表現する力を養うことについて | 6 |
| (5) 健やかな心と体の育成について | 7 |
| (6) 幼稚園と小学校の円滑な接続を図ることについて | 7 |
| (7) 特別な支援の必要な幼児の指導の充実について | 8 |
| (8) 家庭や地域社会との連携の推進について | 9 |
| (9) 「あずかり保育」の充実について | 10 |
| (10) 子育て支援センター（幼児期の教育センター）としての機能の充実について | 11 |
| III 小学校における教育課程の編成と実施について | 12 |
| 1 小学校教育で大切にしたいこと | 12 |
| 2 教育課程実施上の配慮事項について | 13 |
| (1) 学習意欲の向上や学習習慣の確立について | 13 |
| (2) 確かな学力をはぐくむ言語活動の充実について | 14 |
| (3) 数学的な考え方や科学的な見方、考え方を養う理数教育の充実について | 15 |
| (4) 自分を大切に、他を思いやる心、卑怯を恥じる心をはぐくむ 道徳教育の充実について | 15 |
| (5) ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもをはぐくむふるさと教育の充実について | 17 |
| (6) 健やかな心と体の育成について | 18 |
| (7) コミュニケーション能力の素地を養う外国語活動の充実について | 19 |
| (8) 学校図書館を活用した教育の充実について | 20 |
| (9) 幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携について | 20 |
| (10) 特別な支援の必要な児童の指導の充実について | 21 |
| (11) 学校・家庭・地域の連携について | 22 |
| (12) その他 | 24 |
| 【教科を横断して指導する教育等について】 | |

| | |
|--|----|
| IV 中学校における教育課程の編成と実施について | 25 |
| 1 中学校教育で大切にしたいこと | 25 |
| 2 教育課程実施上の配慮事項について | 26 |
| (1) 学習意欲の向上や学習習慣の確立について | 26 |
| (2) 確かな学力をはぐくむ言語活動の充実について | 27 |
| (3) 数学的な見方や考え方、科学的な見方や考え方を養う理数教育の充実について | 28 |
| (4) 自分を大切に、他を思いやる心、卑怯を恥じる心をはぐくむ道德教育の充実について | 29 |
| (5) ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもをはぐくむふるさと教育の充実について | 30 |
| (6) 健やかな心と体の育成について | 31 |
| (7) 学校図書館を活用した教育の充実について | 31 |
| (8) 小学校、中学校、高等学校の連携について | 32 |
| (9) 特別な支援の必要な生徒の指導の充実について | 33 |
| (10) 学校・家庭・地域の連携について | 34 |
| (11) その他 | 35 |
| 【教科を横断して指導する教育等について】 | 35 |
| 【部活動の在り方について】 | 36 |
| V おわりに | 38 |
| (参考資料1) 島根県教育課程審議会に対する諮問 | 39 |
| (参考資料2) 平成20年度島根県教育課程審議会の審議経過 | 40 |
| (参考資料3) 平成20年度島根県教育課程審議会委員名簿 | 41 |

I はじめに

社会は、国際化、情報化、産業構造の変化、少子・高齢化の進行等、激しく変化してきた。そのような中で、学校教育においては、次代を担う子どもたちに、「自ら課題を見付け、自ら学び考え、よりよく問題を解決する資質や能力、豊かな人間性、たくましく生きる健康や体力等」の「生きる力」をはぐくむことを理念とした教育の充実と推進に努力が払われてきた。

子どもたちを取り巻く環境に目を向けると、日常の生活が便利になり、物質的な豊かさが味わえるようになった反面、家庭における基本的な生活習慣や躾が十分に身に付いていないことや、地域社会の人間関係の希薄化などによる地域の教育力の低下、社会全体の規範意識の低下など、子どもの成長を考えるに当たっての問題点が指摘されている。また、学校教育においては、携帯電話やインターネットを利用した非行やいじめ問題など、新たな課題も発生している。

こうした現状の中で、教育基本法や学校教育法が改正され、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成をめざす教育理念のもと、義務教育の目標や各学校種の目的・目標を明確に位置付けるなどの改訂が図られた。さらに、「生きる力」をはぐくむという、これまでの学習指導要領の理念を引き継ぎつつ、この理念を実現するための具体的な手立てを確立する観点から、平成20年3月、幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が改訂された。

国においてこのような教育改革が進められる中で、島根県教育委員会においては、平成20年3月、「しまね教育ビジョン21」が改訂された。この教育ビジョンは、「知・徳・体の調和的発達をもとに、社会や人とのかかわりの中で自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力を身に付ける」という島根のめざす教育の理念や方向性が引き継がれている。その教育理念のもと、島根県の教育施策と具体的な取組や目標について、多面的・総合的に取り組むべき内容と個別具体的に取り組むべき内容などを明らかにしながら重点化が図られ改訂されたものである。

本審議会では、平成20年6月に島根県教育委員会の諮問を受けて、子どもたちを取り巻く社会情勢の変化、改正された各種の法令、さらには、「しまね教育ビジョン21」の趣旨を踏まえながら、島根県の教育を推進するに当たっての「今後の望ましい教育課程の編成と実施の在り方」について検討を重ね、提言することとした。

本答申では、これまでの県内の幼稚園や小学校、中学校で実践されてきた「生きる力」をはぐくむ教育の成果を踏まえながら、幼稚園、小学校、中学校が連携し、一貫した教育の実現を図ることを基本的な考えとしている。このことの具現化を図る上で、単に、知識・技能を身に付けるだけではなく、場面に合わせ活用する力の育成を図ること、自分を大切に、他を思いやり、卑怯を恥じる心やすべての生命を尊ぶ豊かな人間性を育てること、健康の三大原則である「食事、睡眠、運動」の生活習慣を確立し、たくましく生きる健康と体力を身に付けることなど、一人一人の子どもたちの知・徳・体の調和のとれた発達を促す教育の一層の充実が図られるよう配慮されたい。また、幼稚園から中学校までの一貫した教育をめざす上では、子どもたちの発達の段階に応じた教育の充実を図ることはもとより、学校種間の

連携を密にし、接続に配慮した教育課程の編成と実施が行われるよう強く望みたい。

なお、前述したことであるが、各学校における教育実践においては、以下の点に留意することを求めたい。

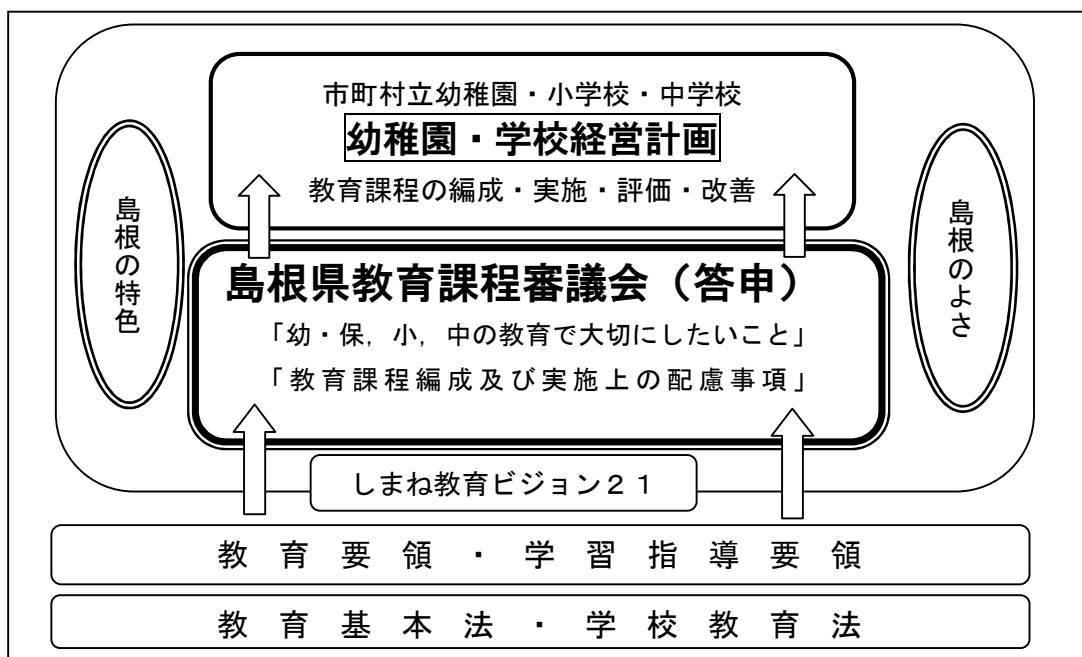
- ① 島根県の特徴である豊かな自然や歴史・文化、地域に受け継がれている産業、優れた知識や技能をもった地域の人々等、恵まれた教育資源を生かし、島根のよさを生かしながら、子ども一人一人を大切にしたい教育を推進すること。
- ② 知・徳・体の基盤ともいえる「感性」をはぐくむことを重視すること。
- ③ 教育活動の全体計画に沿った多面的・総合的な指導と、教科等の特質に応じた重点的な指導の両面から指導を工夫し、教育効果を高めること。

なお、「感性」とは、『ひと・もの・こと』に出会った時に、五感を通して得た感覚を自らの体験や経験につなげ、その意義や価値に気付く力と捉える。本答申の中で感性を重視するのは、学校で取り組まれる様々な教育活動のねらいを達成するためには、このような力が基盤として必要であると考えからである。

本答申は、島根のよさを生かした教育の実現に向けた「教育課程の編成と実施の在り方」について、学校種ごとに「大切にしたいこと」と「教育課程実施上の配慮事項」に分けてまとめている。

各学校においては、本答申の趣旨をもとに、一層望ましい学校教育目標を設定することなどにより、学校や地域の実態と実情に応じた特色ある教育課程の編成及び実施が行われるよう期待するものである。

島根県教育課程審議会答申の位置付け



II 幼稚園における教育課程の編成と実施について

1 幼稚園教育で大切にしたいこと

幼稚園教育は、健やかな成長のために適当な環境を与え、その心身の発達を助長することが目的である。このため、幼稚園教育においては、幼児自身が、幼稚園での生活の中で、周囲の環境に自発的・能動的にかかわりながら、体験を通して生活に必要な能力や態度を獲得し、豊かな感性や「生きる力」の基礎をはぐくみ、健やかな成長が促されるよう、教育活動の在り方を工夫する必要がある。その際には、幼稚園が設置されている地域の実態、幼児の心身の発達の段階や特性等十分考慮し、創意工夫を生かした教育活動を展開することが大切になる。また、幼稚園教育は遊びを通しての指導を中心とすることが基本である。このことから、幼稚園生活の中での遊びを通して、幼児一人一人に豊かな感性をはぐくむことを基盤として、確かな学び（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体）の調和のとれた発達を促すことが重要である。このような教育の実践に当たっては、幼稚園、家庭、地域社会が一体となり、ねらいに沿った活動となるよう十分に配慮することが大切である。

また、「知育、徳育、体育、感性」をはぐくむために、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動を基本として、以下の3点を重視していく必要がある。

①幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開すること。

- ※ふさわしい生活とは
 - ・教師との信頼関係に支えられた生活
 - ・興味・関心に基づいた直接的な体験が得られる生活
 - ・友達と十分にかかわって展開する生活

②遊びを通しての指導を中心として、ねらいが総合的に達成されるようにすること。

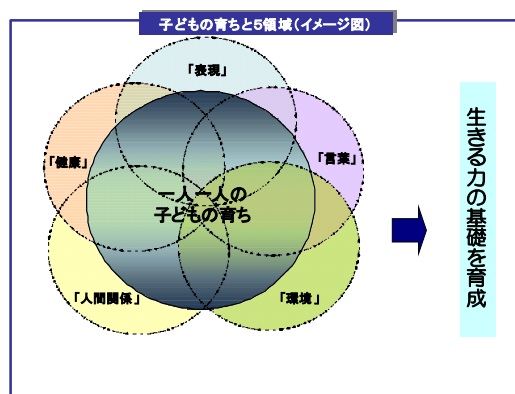
③幼児一人一人の実態に応じ、発達の課題に即した指導を行うこと。

幼稚園における教育活動は、「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを育てることがねらいである。また、活動の内容はねらいを達成するために指導する事項である。そして、これらは幼児の発達を考慮しながら、5つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）としてまとめられている。

各領域のねらいは、幼稚園における生活の全体の中で、幼児が様々な体験を積み重ねることにより相互に関連しながら達成に向かうものである。指導に当たっては、幼児が、様々な環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導することが必要である。

本県には、豊かな自然や地域に伝わる伝統文化、地域の特色を生かした産業、教育に理解があり幼稚園や学校への支援を惜しまない地域の人々等、恵まれた教育環境がある。こうした環境は、幼稚園と地域社会が一体となった教育を行うのに望ましい環境である。したがって、幼稚園においては、地域の人々と協同して行う体験活動を教育課程に位置付けるなど、地域の教育力を生かした教育課程を編成し実施することが重要である。

以上を踏まえ、幼稚園における教育課程実施上の配慮事項について述べる。



<文部科学省 説明会資料より>

2 教育課程実施上の配慮事項について

(1) 人とかかわる力の育成について

人とかかわる力の基礎は、周囲の人々に温かく見守られているという安定感や、人に対する信頼感に支えられた環境の中で、はぐくまれるものである。しかし、近年、少子化、核家族化が進む中で、過保護や過干渉などにより、幼児の自立・自律の心や、態度の芽生えが妨げられているなどの指摘もある。幼稚園生活においては、教員と幼児との信頼関係を築くことを基盤として、幼児が様々なことをできる限り自分の力でいき、充実感や満足感を味わえるようにすることが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 幼児が教員や友達に認められていると実感できるように援助し、集団生活の中で自信をもって行動できるようにする。

教員は、幼児の行動に温かく期待をもって見守る姿勢で援助する。指導に当たっては、幼児の心の動きに応答し、幼児らしい考え方や思いを大切に、幼児と共に考えるようにする。これらを通して、教員と幼児、幼児同士の心のつながりのある温かい集団を形成する。

- 幼児が自分の思いや気持ちをしぐさ、表情、言葉、行動などで伝える経験を積み重ねられるよう配慮し、人とつながる喜びを感じられるようにする。

幼児の自己発揮と自己抑制の調和のとれた発達のためには、自己主張のぶつかり合う場面が重要な意味をもつ。教員は、このことに留意しながら、いざこざなどに対しては、状況や幼児の様子を捉え、納得して気持ちの立て直しができるように援助する。その際、自分の気持ちがうまく伝えられない幼児がいる場合には、教員が仲介役となり互いの言葉を補い、幼児相互の思いが伝わるようにする。

- 他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや、共通の目的が実現する喜びが感じられるよう取組の過程を重視し、幼児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶことができるようにする。

その際、集団の中のコミュニケーションを通じて共通の目的が生まれてくる過程、試行錯誤を繰り返しながらも一緒に目的の実現に向かう過程、いざこざなどの葛藤体験を乗り越えていく過程などを大切に受け止める。なお、互いのかかわりを深めたり、協同して遊んだ喜びを伝え合ったりするなど、集団の中でのコミュニケーションを深める場を設定する工夫も必要である。

- 地域の人々と触れ合える活動を工夫し、人とかかわることの楽しさを味わうことができるようにする。

例えば、地域の高齢者を招き、運動会や発表会を一緒に楽しんだり、昔の遊びを教えてもらったり昔話や豊かな体験に基づく話を聞いたりする場を設定する。その際、幼児はもとより、地域の人々にとっても有意義な活動となるよう工夫する。

(2) 規範意識の芽生えを養うことについて

人と人とが尊重し合い、協調して社会生活を営むためには、守るべき社会のきまりがある。幼児は、日々繰り返される生活や人とのかかわりを通して、徐々に規範意識が形成され、きまりを守ることができるようになる。特に、幼児期は、教員や友達との集団生活の中で、よい行動やしてはいけない行動があることに気付かせ、体験を重ねながら規範意識の芽生えを培うことが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 幼児の気持ちを受け入れ、信頼関係を築くことにより、幼児が教員からの働きかけを受け入れられるようにする。

その際、教員は、状況に応じて、幼児の行動のよさをほめたり、適切な働きかけをしたりしながら、他者の気持ちに気付き、相手を尊重する気持ちをもてるよう援助する。

- 様々な遊びや生活の体験・協同する体験を通して、幼児自らがきまりの必要性に気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにする。

互いに思いを主張し合う中では、自分の思いが受け入れられないこともある。その場合には、相手と折り合いを付けながら遊ぶ体験を重ね、自分の気持ちを調整する力が育つようにすることが大切である。また、友達と一緒に遊ぶ中で自分たちの約束やルールを作り、それを守ると楽しく遊べることに気付くことができるよう援助する。その際、教員は教え込むのではなく、幼児が自分なりに気付き、考えるようにしたり、場を捉えて言葉をかけたりする。

(3) 体験を通して思考力の芽生えを養うことについて

幼児は、遊びの中で周囲の環境とかかわることにより、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもつ。また、物の性質や仕組みに気付き、自分なりに考えられるようになる。本県は、緑豊かな山々、清らかな海や川、豊かな田畑などの自然に恵まれ、伝統的な行事も多く残っている。このようなすばらしい環境を生かし、自ら考えようとする気持ちが育つようにする必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

- 地域の豊かな自然や文化・行事などに触れ合える多様な体験の場を作り、様々な事象に興味や関心をもてるようにする。

園内の自然環境を整備し、計画的・意図的に地域の自然や行事などに触れる活動を指導計画に位置付け、ねらいに沿った適切な活動を積極的に取り入れる。また、四季折々の変化に気付くことができるよう、園外の活動を計画的に設定する。

- 体験の質を高め、一つの体験がその後の体験につながるように工夫し、子どもたちが自ら次の活動を生み出せるようにする。

そのために、驚いたり、不思議に思ったり、うれしくなったり、悲しくなったりなど様々な心情が湧いてくるような心動かされる活動となるように工夫する。

例えば、落ち葉や木の実を拾って遊んだ園庭が、翌年の春には新緑に彩られることに気づいたり、秋にはまた落ち葉や木の実を使ってさらに発展した遊びをする場になったりするなど、体験と体験が関連し合い深まるように年間を見通した計画を立てる。その際、幼児一人一人が体験から何を学んだのかを把握し、さらに、興味・関心に応じて、体験を深めたり、発展させたりできるような環境を構成する。

- 身近な物や遊具などにかかわり、考えたり、試したり、工夫したりして遊ぶ過程を大切にし、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

そのために、一人一人の興味・関心に応じて、多様な遊具や用具の準備をしたり、よりふさわしい場を設定したりする。その際、じっくりとかかわり、性質や仕組み、楽しさや不思議さなどに気付くように十分な時間を保障する。また、単なる知識の獲得を目的とするのではなく、幼児が日常的に、数えたり、測ったり、文字を使ったりすることの便利さや必要性に気付き、関心をもってかかわることができるように援助する。

- 幼児同士が互いの考えを出し合う場を工夫し、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを感じられるようにする。

そのために、幼児一人一人の環境とのかかわり方や興味・関心、発想の仕方、考え方などを大切に受け止める。また、互いの考えを伝え合う活動や幼児の作品の提示などを工夫することで、友達の考えに刺激を受け、さらに新しい考えを生み出せるようにする。

(4) 豊かな感性や表現する力を養うことについて

豊かな感性を養うためには、幼児の興味や関心を引き出す魅力ある環境の中で、十分に対象とかかわることができるよう工夫することが必要である。また、幼児が気づき感じたことを、表情や身体の動きなどで表現する姿を温かく見守り、共感し、心ゆくまで対象とかかわることを楽しめるようにすることが重要である

幼児は、気持ちを自分なりの言葉で表現した時、相手がうなずき、言葉で応答してもらおうと楽しくなり、もっと話そうとするようになる。そのために、言葉で伝えたいような経験を重ね、言葉で表現する意欲や相手の言葉を聞こうとする態度を育てるようにする。

そのために、次のことに配慮する。

- 幼児の表現しようとする意欲を受け止め、共感することにより、幼児が生活の中で様々な表現を楽しむことができるようにする。

自分の声、表情、身体の動き、音や色、形などによる素朴な表現を幼児らしい表現として受け止めるようにする。そのために、教員自身が豊かな感性をもち、できる限り幼児の思いに寄り添い、幼児の表現やイメージを引き出すよう援助する。また、幼児の発達の段階や興味・関心に応じて、材質や形態、使いやすさなどを考慮し、遊具や用具を準備するなど、自分の気持ちを適切に表現する方法を見付けられるような環境を構成する。

- 集中して話を聞く機会を設定し、聞くことの楽しさや、友達と一緒に聞くことで生まれる一体感を感じるができるようにする。

例えば、活動の前後の時間や、絵本や物語などの読み聞かせなどで話を聞く場面を意図的に設定する。友達や教員と一緒に見たり、聞いたりすることを通して、同じ世界を共有する楽しさや心通わせる一体感を味わえるようにする。また、落ち着いた雰囲気の中で、幼児同士が思いを伝え合えるように適切に援助する。

- 絵本や物語の読み聞かせなどを通して、豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにする。

幼児は、絵本や物語の中の人物や生き物などに会うことで、自分の知らない世界を想像してイメージを広げ、わくわく、どきどきして驚いたり、感動したりする。読み聞かせをする際には、題材や幼児の発達の段階などに配慮して絵本を選択し、幼児の多様な興味や関心に応じることができるようにする。また、絵本を幼児の目に触れやすくするために、絵本コーナーを作るなどの工夫をする。

(5) 健やかな心と体の育成について

健康で安全な生活を営む基盤は、幼児期に愛情に支えられた安全な環境の下で、心と体を十分に働かせて生活することによって培われていく。幼児によっては、情緒が不安定であったり、基本的な生活習慣や好ましい食習慣が身に付いていなかったりする傾向があることから、幼稚園教育全体を通して、身体諸機能の調和的な発達を促すとともに、生活に必要な習慣や態度を身に付けさせることが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- **栽培活動などを通して地域の食材を進んで食べようとする気持ちをはぐくみ、食への興味や関心が高まるようにする。**

例えば、自分たちで育てた野菜を収穫して食べる活動や地域の特産物を教材に取り入れるようにしたり、季節の行事にふさわしい食事を通してみんなで楽しく食べる場を設けたりする。また、机を食卓らしくするなど和やかな雰囲気づくりをする。なお、特に食物アレルギーがある子どもに対しては、家庭との連携を図り、必要な情報を得ておくなど十分な配慮をする。

- **幼児の興味・関心の広がりや発達を考慮した活動の場を構成することで、体を動かすことの気持ちよさを味わい、進んで体を動かして遊ぼうとする意欲が育つようにする。**

そのために、園庭や遊具の配置などを工夫したり、室内と戸外がつながるような活動の場を構成したりする。また、子どもの興味・関心や発達の段階に応じて、集団遊びや運動遊び、走る・跳ぶ・投げるなどの幼児期に必要な活動をバランスよく取り入れる。

- **家庭での生活経験を配慮し、家庭との情報交換や共通理解を図り、集団生活において必要な生活習慣が身に付くようにする。**

食事をする前には手を洗ったり、汗をかいたときには服を着替えたりするなど基本的な生活習慣の形成に当たって、日常の幼稚園生活の中で、幼児自身が、必要性に気付き、自分でしようとする気持ちがもてるように援助する。そのために、教員は幼児が自分でやろうとする行動を温かく見守り、励ましたり、手を添えたりしながら、自分でやり遂げたという満足感を味わえるようにする。また、幼稚園で身に付いたことが、家庭でも継続してできるように保護者への情報提供を積極的に行うようにする。

(6) 幼稚園と小学校の円滑な接続を図ることについて

幼稚園と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なり、生活の大きな変化に児童がうまく適応できないこともある。少子化や過疎化が進む本県では、多くの友達や異年齢の友達と触れ合う機会が少なくなっている。このような状況を踏まえ、幼稚園と小学校が、相互の教育の内容と方法について理解し合い、円滑な接続が促されるよう、組織的・計画的に連携を図るようにする。

そのために、次のことに配慮する。

- **幼・保、小、中学校で教育の目標や教育活動の内容を話し合っ決めて、一貫性のある指導に努める。幼稚園教育においては、小学校における学習を踏まえた教育ができるようにする。**

例えば、校区の幼稚園・保育所から中学校までを見通した「めざす子ども像」を作成し、共通理解の上で見通しをもって継続的に指導する。このことを家庭や地域にも情報発信し、地域と一体となった取組や指導ができるようにPTA総会や保育公開、園だより等を通して啓発活動を行う。

その際、幼稚園では、小学校の学習や生活を十分理解し、幼児期の発達に応じた適切な経験や学びにつながる教育活動の充実に努める。また、お互いの教育活動についての意見交換や事例研究などの合同研修会を積極的に行う。そのために、各幼稚園・保育所に連携推進担当者を置き、組織的に交流

が推進されるようにする。

- **双方向の学びが生まれるような幼児・児童・生徒同士の交流や合同の活動を取り入れ、幼児が小学校生活以降への期待感や安心感がもてるようにする。**

その際、単に一緒に活動することにとどまらず、幼児にとっても児童生徒にとっても意義のある経験や学びのある活動となるように工夫する。そのため、相互のねらいや方法などを踏まえ、継続的・計画的に取り組む。例えば、教員同士が事前に協議して指導計画を立てたり、活動を重ねていく中で、必要だと考えられる教育活動を年間計画に位置付けたりすることなどが考えられる。

- **発達の段階に応じて、協同して遊ぶ経験を重ね、幼児が工夫したり、協力したりしながら解決していかうとする姿勢や意欲が育つようにする。**

小学校への入学を見通して、意図的に、友達と一緒に教員の話の聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるように指導する。また、ものづくりや栽培活動など、協同して遊ぶ経験を重ねるようにする。

(7) 特別な支援の必要な幼児の指導の充実について

幼稚園における特別支援教育は、一人一人の幼児に、しっかりと目を向け、生活上などの困難を改善あるいは克服し、幼児がもっている力を高めるための適切な指導や支援を行うことが重要である。指導に当たっては、担任が一人で抱えこまず、園全体で適切な対応について考えを出し合い、指導の方向性を共有しながら取り組むことが不可欠である。

また、特別支援教育の推進は、障害のある幼児にとどまらず、すべての子どもたちが共に育つことにつながる重要な教育であることを十分に踏まえる必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

- **園内体制を確立し、教職員全体による協力体制を作り、組織的、計画的に幼児や担任を支えることができるようにする。**

そのために、園内に特別支援教育コーディネーターを置き、定期的にまたは必要に応じて園内委員会等を開き、多面的に情報収集をし、的確な課題設定や指導内容、具体的対応、体制づくり等の検討を行う。

また、「個別の指導計画」を作成・活用・評価し、教職員の共通理解の下に、幼児一人一人に対してきめ細かな指導を行う。幼児の実態を把握する際には、どこが問題かという観点ではなく、どんなことに困っているのか、どんな支援を求めているのかという観点で実態を捉える。

- **保護者の思いに寄り添いながら信頼関係を築き、適切な支援を行うことにより、保護者に安心感がもてるようにする。**

特別な支援の必要な幼児の保護者は、子どもの行動に対して戸惑いや育てることに困難を感じたり、個性なのか障害なのかについて不安感をもったりすることが多い。教員は、こうした保護者の揺れる気持ちや置かれている状況をしっかりと受け止め、思いに寄り添い、共に考えていかうとする姿勢をもって接する。その上で、園での様子や支援の方法、内容などを伝えながら、家庭でのかかわり方に生かせるよう支援する。

- 関係諸機関と連携を図り、「個別の教育支援計画」を作成・活用・評価し、一人一人の幼児に応じた適切な指導や長期的な視点に立っての支援ができるようにする。

その際、専門家の助言を幼稚園での指導に生かすとともに、幼稚園生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含めた長期的な視点に立った、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援が行われるようにする。特に、特別な支援を必要とする幼児の就学に際しては、学校生活に無理なく適応できるよう、就学先をはじめとした関係諸機関との連携を図る。

- 幼児同士の交流の在り方などに配慮し、お互いの理解が深まり、互いのよさを認め合い一緒に楽しく活動できるようにする。

教員が、特別な支援を必要とする幼児に対して肯定的、受容的にかかわり、そのことが、周りの幼児にとって、見方や接し方のモデルとなるようにする。また、特別支援学校等との交流活動を行う際には、お互いの職員が情報や意見を十分に交換し合ったり、互いの施設を見学し合ったりするなど、幼児同士がかかわりながら共に楽しめる活動になるように継続的、計画的、組織的に取り組む。

(8) 家庭や地域社会との連携の推進について

家庭や地域での生活経験が幼稚園において、教員や友達との生活を通してさらに豊かなものとなり、幼稚園生活で培われた力が家庭や地域社会での生活に生かされるという循環の中で幼児は成長し発達する。このため、幼稚園・家庭・地域社会がそれぞれの役割について明確にし、三位一体となった連携を進め、子どもを育てることが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 様々な機会を通して適切な支援をすることにより、幼稚園生活や幼児とのかかわり方について、保護者の理解が深まるようにする。

そのために、連絡帳や登降園時の会話により情報交換を行う。また、保育参加などを通して保護者が幼稚園生活を体験し、子どもと感動を共有できるよう工夫をする。

- 各幼稚園の教育方針や特色ある教育活動、幼児の状況などについて具体的に家庭や地域の人々に説明したり、情報を提供したりすることを通して、理解や協力を得られるようにする。

例えば、行事や保育公開、園だよりやホームページ、有線放送などを積極的に活用し、情報の提供を行うとともに、保護者から家庭の様子や願い、悩み等を聞く機会を設けるなど、双方向的な連携ができるようにする。また、保護者や学校評議員、地域住民、学校運営協議会等による学校関係者評価により、家庭や地域の人々の幼稚園運営などに対する意見を的確に把握し、自園の教育活動に生かす取組を推進する。

- 地域の人材・資源を活用し、それぞれのよさを生かしながら豊かな生活体験ができるようにする。

そのために、地域の自然と触れ合ったり、異年齢の子どもたちと遊んだり、高齢者をはじめ幅広い世代の人々と交流したりするなどの体験ができる機会を積極的に設けたり、地域の祭や行事に参加したりするなど、自分たちが住む地域に愛着がもてるようにする。

また、毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」を生かし、親子で参加できる体験的な行事等を積極的に紹介する。

- ノーテレビ・ノーゲームデーや読書の推進等，家庭や地域と連携した取組を行い，望ましい生活習慣が身に付けられるようにする。

例えば，家庭と連携し，幼児の生活実態を把握するとともに，早寝・早起き，必ず朝食を摂ること，バランスのとれた食事を工夫すること，適度な運動，十分な睡眠などの望ましい生活習慣を身に付けさせる。そのために，これらに関するシンポジウムやPTA講演会を開催するなど，家庭や地域への啓発活動を計画的・継続的に行う。

- 「子ども110番の家・みせ」や地域ボランティアによる「見守り隊」などの防犯・安全組織の構築を進め，幼児が安心して生活できる安全な環境を作るようにする。

(9) 「あずかり保育」の充実について

地域の実態や保護者の要請により，希望する者を対象にして実施する「あずかり保育」については，幼児の心身の負担が少なく，無理なく過ごせるように1日の流れや環境を工夫すること，家庭生活との連続性を図りながら，一人一人の実情に合った居場所づくりを行うことを重視する。

そのために，次のようなことに配慮する。

- 教育課程に基づく活動を担当する教員と「あずかり保育」を担当する教員が緊密な連携を図り，適切な指導体制を整え，幼児期にふさわしい生活になるようにする。

幼児の1日の生活の流れを大切にし，幼稚園での幼児の生活を捉え，その状態に応じた「あずかり保育」の活動を展開する必要がある。また，それぞれを担当する教員が互いの教育活動を等しく担っているという共通理解をもち，幼稚園全体の教員間の協力体制を確立する。

- 家庭や地域における幼児の生活を考慮して，「あずかり保育」の計画を立てるようにする。

そのために，地域の人をボランティアとして受け入れることや，異年齢の友達との遊びの交流も積極的に取り入れる。

- 幼児の家庭での過ごし方や幼稚園での幼児の状態などについて，保護者と情報交換をしながら緊密な連携を図り，幼児の家庭生活が充実していくようにする。

その際，「あずかり保育」の教育活動の趣旨や家庭における教育の重要性を理解してもらい，保護者が幼稚園と共に幼児を育てるという意識を高める。

(10) 子育て支援センター（幼児期の教育センター）としての機能の充実について

幼児の健やかな成長のためには、保護者が安定した気持ちで子育てに向かい、家庭や地域における幼児の生活全体が豊かなものであることが重要である。本県においても、かつてのような三世同居や兄弟姉妹が少なくなったこと、地域で子育てを支える関係が薄らいでいることなどにより、子育てに悩んだり、孤立感を募らせたりする保護者が多い。

このようなことから、幼稚園は、地域における幼児期の教育センターとしての役割が期待されており、施設を開放したり、家庭や地域社会との連携を深めたりして、積極的に子育てを支援していく必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

- 保護者の子育てに対する不安や悩みを解消するための相談などを行い、喜びや生きがいを感じながら、子育てができるようにする。

例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 教員が気軽に話しかけ、子育て相談を行う。
- ・ 保護者の思いを十分に受け止めながら、保護者自身が子育てを振り返るきっかけや子育てについて学ぶ場を設ける。
- ・ 保護者同士が親しくなるような交流の場や子育てサークルの機会を企画する。
- ・ 高齢者との交流や、豊かな自然などの地域の教育力を生かした活動を工夫する。

- 公民館、小学校や保育所、地域の関係諸機関との連携を図り、地域の幼児期の教育センターとしての役割を果せるようにする。

その際、以下の点について考慮する。

- ・ カウンセラーや民生児童委員、子育ての経験者などの人材を活用する。
- ・ 保護者の養育が不適切な場合や家庭での育ちの状況が気になる子どもがいた場合は、子どもの最善の利益を重視しつつ、市町村などの関係機関と連携し、適切な支援を行う。特に保護者などによる児童虐待のケースについては、児童相談所などの関係機関と緊密に連携し対処していく。

Ⅲ 小学校における教育課程の編成と実施について

1 小学校教育で大切にしたいこと

小学校教育においては、中学校教育を見通して、幼児教育の基礎の上に、児童自身が、社会や人とのかかわりの中で、自分の生き方を考え、身の回りの問題を解決することのできる力を身に付けていくことが重要である。

そのためには、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮し、創意工夫を生かした教育活動を展開しながら、児童一人一人の感性を基盤とした確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体）をバランスよくはぐくむことが必要である。その際、互いの人権を尊重し合い、児童一人一人が自分の個性を十分発揮して生き生きと集団活動にかかわっていけるようにするために、人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据えることが大切である。

「知育」に関しては、児童に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育に努めることが重要である。そのために、繰り返し学習や児童の発達の段階を考慮した宿題などを通して、知識・技能の習得を図るとともに、学校図書館を活用した学習を工夫するなど各教科等における言語活動を充実させる必要がある。さらに総合的な学習の時間の充実にも努め、教科等で身に付けた知識や技能をもとに、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。その際、家庭との連携を図りながら、学習習慣が確立するための取組を進めていく。

また、学力調査等の結果を分析して教育課程の編成に生かすとともに、授業評価を生かした授業改善をめざして、組織的に実践することが必要である。

「徳育」に関しては、豊かな心を持ち、自己の生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする道徳教育の改善・充実にも努めることが重要である。そのために、道徳の時間を要とし、他の教育活動と密接な関連を図りながら学校の教育活動全体を通じて行う。その際、家庭や地域社会との連携を図りながら、自然体験活動、集団宿泊活動、奉仕体験活動などの体験活動を重視し、そこで感じたり考えたりした経験を道徳の時間の学習に生かすことで、児童が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深められるようにする。小学校においては特に、基本的な生活習慣の確立、社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識等を、発達の段階に応じた指導や体験を通して確実に身に付けられるようにしていく。

「体育」に関しては、児童が健やかに成長する上で、健康三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」が生活習慣として確立していることが重要である。そのために、教育活動全体を通して、家庭との連携を図りながら正しい理解と実践力を身に付けるよう指導する。特に、望ましい食習慣や食べる智恵を身に付けさせるために、「食育」に関する指導を重視する。

また、児童の体力・運動能力の低下傾向が見られる中、運動への愛好的な態度が育つよう、運動の機能的特性を感じさせながら、自発的・自主的な運動を促し、達成感や自己肯定感などの感情が味わえる活動を大切にする。

「感性」とは、「ひと・もの・こと」に出会った時に、五感を通して得た感覚を自らの体験や経験につなげ、その意義や価値に気付く力であり、「知育」「徳育」「体育」の基盤となるものと捉えている。これを磨くことは、心の豊かさとともに意欲や自信を高めることにつながり、多感な人格形成期にあつて最も重要である。例えば、ふるさとの「ひと・もの・こと」など地域の教育資源に触れる体験活動を展開したり、児童の発達の段階に応じた読書活動を展開したりするなどの教育活動を創意工夫していくことによって、多様な考え方や生き方、先人たちの様々な経験や智恵に気づき、「感性」を高めることを大切にすることを養う。

感性を基盤とした知・徳・体をバランスよくはぐくんでいくためには、これまで本県が取り組んでき

たふるさと教育や地域の教育力を生かした教育の推進，少人数指導の充実を図っていく必要がある。そのために，本県の豊かな自然や地域に伝わる伝統文化，地域の特色を生かした産業，学校への支援を惜しまない地域の人々等の恵まれた資源を活用し，人間的な触れ合いを基盤に一人一人を大切にされた教育活動を積極的に取り入れる。

各小学校においては，以上のような基本的な考え方を大切に，今回の改訂の趣旨を十分に生かしながら適切に教育課程を編成する。

2 教育課程実施上の配慮事項について

(1) 学習意欲の向上や学習習慣の確立について

基礎的・基本的な知識・技能の習得はもとより，身に付けた知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力等の育成は，学習意欲があってはじめて成果を挙げることができる。学習意欲を向上させるためには，個に応じた指導や体験的な学習，知識・技能の活用を図る学習活動を取り入れ，わかる喜びを実感させたり，学ぶ意義が感じられるようにしたりすることが大切である。

意欲をもって学習を進められるようにするためには，自分の考えと比べながら友達の意見を聞く等の学習態度を養うことや，家庭学習の時間を確保する等の学習習慣を確立することが重要である。また，児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに，指導の成果を点検・評価し，児童の学習意欲の向上に生かすようにすることも必要である。

そのために，次のことに配慮する。

○ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り，わかる喜びを実感できるようにする。

例えば，朝学習や放課後の学習などにおいて，児童の習熟の程度に応じたプリントを活用したり，ティーム・ティーチングによる指導（以下T Tとする）など，個に応じたきめ細かな指導を行ったりする。

○ 各教科等の指導に当たっては，体験的な学習や問題解決的な学習を重視し，児童自らが学習課題設定したり，活動を選択したりする活動を工夫する。

例えば，総合的な学習の時間において，児童が自分の生活体験や興味・関心をもとに，主体的に課題を見付け，自分なりの方法を考えて，探究活動に取り組むことができるようにする。

○ 学び合い高め合う集団づくりに努め，話し合いによって考えを深め合えるような学習活動を工夫する。

例えば，課題解決的な学習に取り組み，児童が主体的に学ぶ授業を展開する。その際，ペア学習や小グループでの学習を取り入れ，話しやすい雰囲気の中で，一人一人の考えを大切にされた話し合い活動を展開する。また，日頃から，話し合いの際，聞く側の児童には，発表者を見て聞く，うなずいて聞く等の支持的な態度を養う。なお，こうした態度の育成は，道徳教育や人権教育と関連を図りながら行うようにする。

○ 児童が学習の見通しを立てたり，学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ，自主的に学ぶ態度をはぐくむ。また，児童が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり，学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立を図る。

そのために，適切な宿題を提示するとともに，家庭学習の時間が確保されるよう，家庭と連携した取組を積極的に進め，学習に対する意欲を喚起する。その際，一人一人の学習内容の理解の状況を把握し，適度な負荷をかけて取り組ませるようにする。

- 評価に当たっては、その後の指導や支援に生きる評価に努め、児童の実態に応じた適切な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、児童の学習意欲を喚起する。

例えば、他者との比較ではなく、児童一人一人のよい点や可能性、進歩の様子などを把握し、学期や学年を通してどれだけ成長したかという視点を大切にする。また、児童が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるよう、教師による評価とともに、自己評価や相互評価などの多様な評価を取り入れる。

(2) 確かな学力をはぐくむ言語活動の充実について

言語は論理や思考等の知的活動だけでなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤であることを踏まえ、各教科等における言語活動を充実する必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

- 国語科では、的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を育成することや我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視する。

例えば、発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述といった活動を積極的に取り入れる。そのために、低・中学年においては、漢字の読み書き、音読や暗唱、対話、発表など基礎的・基本的な国語の力を定着させる。また、中・高学年では古典などの音読や暗唱により、言葉の美しさやリズムを体感させる。

- 言語は、知的活動の基盤であることから、思考力、判断力、表現力等をはぐくむために、各教科等において言語活動を工夫し、それぞれの教科等で習得した知識・技能を活用する学習を充実させる。

例えば、社会科での見学や理科での観察・実験のレポートにおいて、視点を明確にして、見学したり観察したりした事象の相違点や共通点を捉えて記録・報告する活動を取り入れる。また、音楽科において、歌詞の意味を考えて、歌ったり聞いたりする活動を行う。

- 言語は、コミュニケーションや感性・情緒の基盤であることから、各教科等においてそれぞれの教科の特性に応じた言語活動を工夫する。

例えば、音楽科、図画工作科、体育科、特別活動や総合的な学習の時間等において、体験から感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを使って表現する活動を重視する。また、ふるさと学習において、地域の人々と会話をしたり、体験活動を通して感じたことを伝え合ったりする活動を設定する。その際、上手な聞き方というのも会話の大切な要素であることに気づかせるなど、児童の聞く力が高まるように工夫する。

- 言語に関する能力をはぐくみ、感性を磨くために読書活動を充実する。

例えば、国語科において児童が日常的に読書に親しむための指導内容を位置付ける。また、学校・家庭・地域を通じた読書活動の一層の充実を図る。

- 言語活動を充実させ、言語に関する能力を育成するために、学校図書館の活用や、言語環境の整備を行う。

例えば、辞書や新聞を活用した学習を行ったり、学校図書館の利用について指導したりする。また、話し方・聞き方、言葉遣い（敬語等）、資料の作り方、掲示の仕方、校内放送の在り方等、言語環境の整備について教職員間で共通理解をもって指導に当たる。

(3) 数学的な考え方や科学的な見方、考え方を養う理数教育の充実について

算数科や理科では、知る楽しさを味わわせ、それをさらに意欲につなげるような指導を行うことが大切である。また、身に付けた知識・技能を活用して、仮説を立て、課題を解決する学習を通して、思考力、判断力、表現力等を育成することが求められている。その際、知的活動の基盤である言語の役割に着目し、結果をまとめたり、表現したりする活動を重視する必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

○ 算数科の学習における配慮事項

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させるため、学年間での反復（スパイラル）などの繰り返し学習を年間指導計画に位置付ける。
- ・ 学習した広さを実物に当てはめてみるなど、具体物を用いて数量や図形についての意味を理解する活動を行い、実感的に理解させながら豊かな感覚が身に付くようにする。
- ・ 思考力、判断力、表現力等を育成するため、自分の考えを具体物、言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて説明する活動を取り入れ、互いに自分の考えを表現し、わかり合う場を設定する。
- ・ 学習したことを身の回りの事象に当てはめて考える算数的活動を一層充実させ、算数を学ぶことの意義や有用性を実感できるようにする。

○ 理科の学習における配慮事項

- ・ 生活科の学習を踏まえ、身近な自然について児童が自ら課題を見出し、見通しをもった観察・実験などを通して課題解決能力を育てるとともに、学習内容を実生活と関連付けて実感の伴った理解につなげる。
- ・ 観察・実験の結果を整理して考察し、自分の言葉で記述、説明する学習活動を取り入れる。
- ・ 総合的な学習の時間において、社会教育施設との連携による体験的な学習や、科学的な知識を活用したものづくりなどの探究的な学習を取り入れる。
- ・ 外部人材を活用した指導、高学年における理科教員による指導の充実、観察・実験のための理科教育設備等の整備、自ら発展的な学習に取り組むことを考慮した年間指導計画の作成など、教育条件の整備を行う。

(4) 自分を大切に、他を思いやる心、卑怯を恥じる心をはぐくむ道德教育の充実について

道德教育は、豊かな心を持ち、人間としての生き方の自覚を促し、社会や他者に対しての公共的配慮や規範意識などに代表される道德性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応し、生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割を担っている。今日の社会病理ともいえる社会的諸課題に対応するためには、家庭や地域社会及び学校が連携した道德教育を強化する必要がある。

基本的生活習慣や規範意識、自他への信頼感や思いやりなどの道德性を養い、法やルールの意味や遵守について理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが重要である。そのためには、指導体制の充実、発達の段階に応じた指導内容の重点化、各教科での取組や教材の充実、体験活動の充実、家庭や地域と連携した取組が必要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教員（「道徳教育推進教師」等）を中心に全教職員が協力して、計画の立案や各教科等の特質に応じた道徳教育の推進を図る。

その際、道徳教育推進教師を運営会議や企画会議の一員として教育課程の編成にかかわらせる。また、大規模校にあつては、複数の道徳教育推進教師を設ける。

- 道徳教育は、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものである。各教科等のそれぞれの特質に応じて行われる道徳教育と、それらを補充、深化、統合する道徳の時間とがうまく機能するよう、全体計画、年間指導計画を立案する。

例えば、発達の段階に応じた指導内容の重点を明確にした道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成し、学校の全教育活動との関連を具体化する。

- 道徳の時間は、自己の生き方を考える時間として、創意工夫し、児童の心に響く授業の展開がなされるよう内容の充実を図る必要がある。また、道徳の時間が児童にとって固苦しいものではなく、素直な気持ちで自己を振り返り、本音で語れる時間になるよう工夫する。

例えば、相手の気持ちに共感させるためのロールプレイングなどを取り入れ、話し合いが深まる指導方法を工夫する。また、「心のノート」や多様な読み物資料、視聴覚教材等を活用したり、ふるさと教育との関連を図り、地域の伝統文化を守り伝えている方を道徳の授業にゲストティーチャーとして招いたりするなど、児童の心を揺さぶる展開を工夫をする。

- 他者、社会、自然・環境の中で行う集団宿泊活動や奉仕体験活動、自然の偉大さや美しさに触れる自然体験活動、ふるさととの伝統文化に触れる文化・芸術体験活動などの豊かな体験活動を通して、児童の様々な気づき（発見、疑問、驚き、反省、喜び、感動など）を引き出すようにする。

その際、体験活動で出会う人とのかかわりを大切に、人間としての生き方などを考えさせるようにする。

- 日常生活における道徳的実践を促すために家庭や地域社会との連携に心がけ、保護者や地域の人々の協力による道徳教育が充実できるようにする。

例えば、学校での道徳教育の成果と課題について、家庭や地域社会に積極的に説明したり協力を依頼したりするなど、学校と家庭、地域社会が共に取り組む体制づくりを行う。また、「早寝早起き朝ごはん」や「地域でのあいさつ運動」などの生活習慣を身に付ける取組を学校、家庭、地域社会が協力して行う活動を積極的に推進する。

- 年間指導計画を作成するに当たっては、学習指導要領に示された内容をすべて扱うようにするとともに、各学校で重点的に取り組む内容項目について共通理解を図る。また、年間を通して道徳の時間が確保されるようにし、行事や休祝日等のために長期間にわたって道徳の時間が欠けないように、適切に時間割の変更を行う。

例えば、「協力」や「思いやりの心」にかかわる内容を重点項目とし、指導計画に位置付ける。また、週単位・月単位で指導計画を確認し、学級担任の独断によって道徳の時間の内容や授業そのものの変更が行われることのないよう、校内での共通理解を図る。

(5) ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもをはぐくむふるさと教育の充実について

本県は、豊かな自然や歴史・文化、地域の特色を生かした産業、教育熱心な人々など、恵まれた教育資源を有している。ふるさと教育は、これらの島根の恵まれた教育資源を活用した郷土学習によって、ふるさとへの愛着と誇りを養い、ふるさとに対する認識を高める教育である。また、地域の人々との触れ合いや地域に出かけて行う自然体験活動、生産体験活動、職場体験活動等を通じて、感性を養い、コミュニケーション能力や地域社会の一員としての自覚、心豊かな人間性・社会性を身に付けた児童をはぐくむことをねらいとしている。このようなふるさとの「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を行うことは、児童が学ぶ楽しさや充実感を味わい、学習意欲を高めることにつながる。

ふるさと教育については、各学校で特色ある取組が行われてきているが、今後さらに、児童が地域のよさと課題に目を向けながら、課題解決への実践力をはぐくむことをめざした取組を推進していく必要がある。また、ふるさと教育は、自分の住んでいる地域など狭い地域に限定するものではない。校区内から町へ、町から島根県へ、県から日本へと、児童の視野が広がるよう発達の段階に応じた活動を工夫することも必要である。

なお、本県と関わりが深い「竹島」領土問題についての学習を必ず取り入れるようにする。その際、発達の段階を踏まえ、竹島に関する学習を社会科等の教育課程に位置付けて、竹島問題に対する正しい認識を深められるようにすることが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 各学校では、これまで取り組んできたふるさと教育を体系的に整理し、市町村教育委員会が作成する「ふるさと教育推進計画」をもとに、「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育年間指導計画」を見直し、家庭・地域と連携した学習活動を行う。

その際、ふるさと教育で育てたい資質や能力について明確にするとともに、題材、教材の構成や活動内容を工夫し、ねらいを明確にした学習活動を展開する。

例えば、各地域で継続的に行われている祭や行事等に参加し、伝統文化を守り伝えようとする人々の思いに触れる活動を行う。また、地域の人々と共に栽培活動や食育に関する活動を行うことを通して、働くことの意義を考えたり、生命の尊さや神秘に気づいたりできるようにする。

- 学んだことを他者に発信し、他者の評価を得て、児童が学ぶ意義や充実感を味わえるようにする。

例えば、地域の行事や公民館等の社会教育機関の行事において、習得した伝統文化の発表を行い、感想を返してもらったり賞賛をもらったりする機会を設ける。また、環境学習等で学んだことを地域に発信したり、クリーン活動等を一緒に行ったりするなど学習の成果を広める活動を行う。

- 環境の異なる学校や地域の諸団体との交流活動を行い、他校や他地域のよさに触れ、自分たちの学校、地域のよさを再発見できるようにする。

例えば、中山間地にある学校が海辺にある学校との交流活動を行うことで、豊かな海の幸を支えているのは、自分たちの地域にある豊かな森林であることを実感できるようにする。

- 発達の段階、地域の実態に応じて「竹島」に関する学習を行う。

例えば、5年生社会科において、島根県が作成した竹島副教材（DVD）を活用し、島根県の人々は漁業を通して以前から竹島と深いかわりがあったこと、竹島は日本の領土であること、そして現在は韓国との間に領土問題があることを理解させる。

(6) 健やかな心と体の育成について

健やかな心と体の育成は、児童の発達の段階を考慮しながら、学校教育活動全体を通して意図的、計画的に行うものである。特に、小学校における健やかな心と体の育成は、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基盤、まさに「生きる力」の重要な要素と捉えることができる。

今日の児童の状況から、人を思いやる心やコミュニケーション能力の低下、運動の機会の減少に伴う体力の低下や生活習慣の変化による食習慣の乱れが指摘されている。このような現状を踏まえて、心身共に健やかな成長を図る指導を充実することが大切である。

また、児童の安全・安心に対する懸念が広がっている今日、安全教育の充実も必要である。

そのために、次のことに配慮する。

- **自然の中での集団宿泊活動や、大人や異年齢の子どもたちとの交流などの体験活動を取り入れ、人を思いやる心やコミュニケーション能力の育成を図る。**

例えば、自分の学校とは環境の異なる地域での体験活動を計画し、人と出会って親しくなる活動を設定する。

- **生涯にわたってスポーツに親しもうとする意欲やその習慣が育つよう、発達の段階に応じた適切な運動経験の確保に努める。特に、体育科において、低・中学年での授業時数が増えたことを受け、「技能」「態度」「知識・思考・判断」をバランスよく育てていくとともに、一層体力の向上をめざす。**

例えば、体育科の学習過程において、「基礎的な身体能力の育成を図るために、繰り返しによる習得を図ったり、多様な動きを経験させたりすることを重視した基礎的な学習」と、「基礎的な学習で身に付けた能力を活用する学習」とを段階的にバランスよく組み合わせる。

- **家庭や地域社会との連携を図りながら、衣・食・住にわたって日常の生活習慣の定着を図る。特に、健康三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」の習慣化を図る。**

例えば、「バランスのとれた食事」においては、家庭科などの教科学習や、学級活動、児童会活動を通して、食と心と体のかかわりについての正しい知識や望ましい食習慣を実践的・体験的に学習できるようにする。その際、養護教諭、栄養教諭、及び学校栄養職員等とのTTによる指導を工夫したり、家庭・地域との連携を図ったりしながら指導をする。

- **家庭や地域社会との連携を図りながら、児童一人一人の身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断して、適切に行動できる力を育てる。**

例えば、防災訓練や避難訓練、また防犯教室や交通安全教室においては、児童とともに校外に出かけ、その場で的確な指導を行うなど、体験を通して正しい知識と行動を身に付けさせる。

- **メディアとの正しいつきあい方について、保護者や地域の人々と共に考える機会を設定するなど、家庭や地域と連携した生活環境づくりを行う。**

例えば、地域でテレビの視聴時間やゲームをする時間についてのきまりや、ノーテレビ・ノーゲームデーを設け、家族の会話や読書活動ができる環境を整える。

(7) コミュニケーション能力の素地を養う外国語活動の充実について

外国語活動は、中学校の外国語教育で行う英語で話したり、書いたりできるようになるなどのスキルを目指すのとは異なり、英語を使った楽しいゲームやクイズ等を行ったり、外国の言語や文化について学んだりしながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する活動である。

各学校においては、外国語活動新設の趣旨や目標及び内容等を踏まえ、児童の発達の段階に応じて、2年間を通した年間指導計画を作成し、友達とのかかわりを重視したコミュニケーション活動を創意工夫し、中学校、高等学校等における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地を養う必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

- 児童の学習段階を考慮して、第5学年では、友達や家族、地域、社会とのつながりに焦点を当てた活動を行う。第6学年では、第5学年での経験をもとに、友達とのかかわりを大切にしながら、世界へのつながりや広がりに関する活動へ発展させていく。

第5学年では、例えば、「あいさつ」「自己紹介」「買物」「学校生活」「遊び」「日常生活」「食事」など自分や身近な話題に関してのやりとりを通して、友達とのかかわりを深める。

第6学年では、例えば、「世界のあいさつ」「世界の文字」「世界の子どもたちの生活」「夢」などを扱うことにより、児童の視野を世界へと広げるとともに、外国との比較で見えてくる日本の文化、国語、自分自身にも興味をもつことができるようにする。

- 年間指導計画の作成や授業の実施については、学級担任または外国語活動を担当する教員が中心となって行う。

授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な人々の協力を得るなど、指導体制を充実する。また、文部科学省から配布される「英語ノート」を積極的に活用するとともに、音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を活用する。

- 外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。

例えば、児童の興味・関心のある題材を取り上げ、自分の思いを伝えたい、相手のことをもっと知りたいと児童に思わせるような話題や活動を設定する。また、国語科、音楽科、図画工作科など他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫を行い、指導の効果を高める。

- 小学校・中学校の教員間の情報交換を密にして、ねらい、指導内容、指導方法について互いに理解し合う等、小中連携を進める。

例えば、中学校区ごとに、小学校の外国語活動の実際を理解するための授業公開、意見交換を行う機会を設定する。

（８）学校図書館を活用した教育の充実について

読書は、豊かな心（感性・情操）をはぐくみ、確かな学力を身に付ける上で非常に重要な意味をもつ。読書の楽しさを味わい、進んで図書を活用し学習や生活に生かそうとする児童を育てるためには、「心を育て、学びにつながる学校図書館」の実現を図るとともに、学校図書館を活用した教育活動を積極的に行うことが重要である。また、学校での読書活動が家庭での読書、生涯読書につながるよう、家庭との連携を密接に図る必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

○ 児童と図書との出会いの場を意図的に設定する。

例えば、発達の段階に応じた推薦図書を紹介したり、教員やボランティアによる読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークを行ったりする。その際、家庭との連携を図り、親子読書や家読（うちどく）等を通して、児童にとって図書が身近な存在になるようにする。すでに読書の楽しさに気づき、読書に親しんでいる児童に対しては、その読書の幅を広げていく指導を工夫する。また、各教科等の学習と関連する図書を紹介し、学習がさらに発展・深化するように努める。

○ 授業における学校図書館の活用を拡大する。

各教科等において言語活動の充実を図るためには、学校図書館を活用した学習活動を工夫することが大切である。そのために、各教科等における年間指導計画に学校図書館の活用を位置付け、日々の授業において積極的に学校図書館を活用できるようにする。例えば、社会科で扱う歴史上の人物について、複数の図書を基に調べ人物像に迫る学習を行う。その際、学校図書館の蔵書だけでは十分でないことも想定されるので、近隣の公立図書館とのネットワークを構築し、必要な図書や資料が入手できる環境を整える。

○ 「心を育て、学びにつながる図書館」にするための校内体制を整える。

例えば、司書教諭、学校司書、学年主任等で構成する学校図書館推進委員会を設置し、学校図書館活用年間計画等を作成したり、効果的な活用方法について定期的に協議したりするなど、組織的な取組を行う。その際、全教職員で学校図書館教育を推進するという気運が高まるよう工夫する。

○ 「いつも開いている図書館、誰かいる図書館」を実現し、「心の居場所」となる学校図書館づくりを進める。

その際、児童が学校にいる時間には、できるだけ学校図書館に「人」がいる環境を整えるとともに、教員と学校司書やボランティアとの連絡・調整を密にし、児童の活用状況やニーズを把握する。

（９）幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携について

今日、児童の心身の発達状況や周りの環境が変化する中、学習面だけでなく生活全般においても、幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携がこれまでも増して大切になっている。

幼稚園・保育所、小学校、中学校は、それぞれの子どもの発達の段階に応じた教育を行い、その役割をしっかりと果たし、次へバトンをリレーしていくことが重要である。そして、より効率的に教育効果を挙げるためには、それぞれの教育理念を共有し、一貫した教育を行うことが求められる。

こうした、幼稚園・保育所と小学校の連携、小学校と中学校の連携は、今日、社会問題となっている「小一プロブレム」「中一ギャップ」の解消の面からも必要となっている。

そのために、次のことに配慮する。

- 幼・保・小・中学校で生活習慣や学習習慣の到達目標を話し合っ
て決めるなど、一貫性のある指導に努める。小学校教育においては、
中学校における学習を踏まえた指導に留意する。

例えば、校区の幼稚園・保育所から中学校までを見通した「めざす子ども像」を作成し、教職員が共通理解の上で望ましい学習習慣について継続的に指導する。家庭学習の手引きを協力して作成したり、宿題の出し方について共通理解を図ったりする。

その際、小学校では、幼稚園での生活や遊びを基盤として、中学校での生活や学習を見通し、それにつながる教育活動の充実に努める。また、地域と連携した取組や指導ができるように、PTA総会や授業公開、学校だより等を通して情報発信や啓発活動を行う。

- 他校種の教育課程や幼児児童生徒についての共通理解を図るために、教員同士の情報交換や交流を密にする。

例えば、「小一プロブレム」「中一ギャップ」の解消・緩和をめざし、同一市町村の学習指導や生徒指導のための連絡会や合同の研修会を開催したり、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校が幼児児童生徒の情報交換の充実に図ったりする。その際、各小学校に連携推進担当者を置き、組織的に交流が推進されるようにする。また、中学校区単位で教員同士の情報交換や交流を行う「幼保小一貫教育の日」「小中一貫教育の日」などを設定する。

- 新たな学校生活に対する不安を和らげるために、幼児児童間、児童生徒間の交流を行う。

例えば、児童生徒が相互に出かけて行う授業交流や、近隣の幼稚園・保育所や中学校と合同学習を企画し、学校行事やクラブ活動、自然体験活動や奉仕体験活動を共に行う。また、自然や社会環境が異なる学校相互の訪問、コンピュータや情報通信ネットワークなどを通しての交流、特別支援学校との交流などの取組を行う。

(10) 特別な支援の必要な児童の指導の充実に ついて

現在、通常の学級にLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等により、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%程度の割合で在籍する可能性が示されている（H14文科省調査「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の全国実態調査」）。このことを踏まえ、すべての教員が特別な支援の必要な児童の学習や生活上の困っている状況や障害特性等を十分に理解し、各教科等において適切な指導・支援を行う必要がある。

小学校生活を通して、児童は、確かな学力を身に付けるだけでなく、より豊かに生きるために、人間関係の形成に必要な能力等を高めていかなければならない。その点から、特別な支援の必要な児童の指導・支援については、学校生活のみならず家庭生活、地域生活も含めた生活を視野に入れた対応が必要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 特別な支援の必要な児童の指導・支援に当たっては、特に教職員の理解の在り方や姿勢が児童に大きく影響することに十分留意する必要がある。

例えば、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努め、障害や特別な支援の必要な児童の理解と認識を深めるための指導を工夫する。授業においては、一人一人の状態に合わせたわかる授業を展開する。そのため、見通しをもって学習できるよう、活動内容の順序を提示したり具体的に短い言葉で話したりする等の視覚的・聴覚的な手がかりを工夫し、わかりやすい伝え方をするなど、児童の実態に即した指導方法を取り入れる。また、適宜、ヒントや応用課題を出したり、ペア学習や選択課題を取り入れたりと、指導方法についても臨機応変な対応をする。

- 学校においては、担任のみならず校内の全教職員が児童の実態及びその指導・支援について共通理解を図りながら推進していくことが必要である。

そのために、校内支援体制の充実を図るとともに、一人一人に応じた指導・支援のための「個別の指導計画」を作成・活用・評価する。また、特別な支援の必要な児童がかかわる様々な人に、理解され支援されていくための啓発も必要である。その際、当該児童の最も身近にいる他の児童とのかかわりを重視し、共に生きていこうとする心を育てる。また、保護者とともに移行支援計画を含めた「個別の教育支援計画」の作成・活用・評価を行い、医療機関、福祉機関、教育機関等の関係諸機関と連携して長期的な視野に立った指導を進める。

- 特別な支援の必要な児童が積極的に社会に参加していくため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、学校間や地域との多様な学習活動を一層推進し、交流及び共同学習の充実を図る。

その際、共に学ぶ双方の児童の教育的ニーズに対応した内容、方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施する。

- 特別な支援の必要な児童の指導を充実させるための校内体制を整える。

管理職のリーダーシップの下、担任や学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等からなる校内委員会の組織づくりを行い、特別な支援の必要な児童の課題や指導・支援の在り方と内容を話し合い、学校全体で取り組む。また、通級による指導を効果的に行うために、学級担任と通級指導教室担当者が児童の様子や変化について定期的に情報交換を行い、指導・支援の充実を図る。

- 特別支援学校のセンター的機能や地域の人的資源及び関係機関等を活用し、すべての教職員が障害について、また、特別な支援の必要な児童への適切な指導及び必要な支援についての理解を深める。

(11) 学校・家庭・地域の連携について

近年の急速な少子化や核家族化などに伴う子どもの人間関係の希薄化や、自然体験・社会体験の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下など、子どもに係る社会の状況はかつてとは異なるものとなっている。こうした中、学校・家庭・地域社会がそれぞれの果たすべき役割を意識し、三位一体となった連携を進め、子どもを育てることが極めて重要である。学校では、確かな学力を身に付けることや安全な環境を作ること、家庭では、心身の健康をはぐくむこと、学習習慣・生活習慣、規範意識の基盤を作ること、そして地域では、安全な地域づくりを進めることや多様な体験の場を提供すること等が必要である。そのために、次のことに配慮する。

- 各学校の教育方針や特色ある教育活動、児童の状況などについて具体的に家庭や地域の人々に説明し、情報を提供したり、保護者の願いを聞いたりすることを通して、理解や協力を得られるようにする。

例えば、学校行事や授業公開、学校だよりやホームページ、有線放送などを積極的に活用して、情報の提供を行う。また、保護者から家庭の様子や願い、悩み等を聞く機会を設けるなど、双方向的に連携をする。このために、保護者や学校評議員、地域住民、学校運営協議会等による学校関係者評価を積極的に活用し、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、自校の教育活動に生かす。

- **家庭や地域社会の学習環境を整備し、学びの機会の確保と充実を図り、学習習慣が身に付くようにする。**

例えば、家庭学習を充実したものにするために、家庭学習の手引きを作成し、適度な学習負荷を与えるなど、家庭との連携のもと、家庭学習が行える環境を整える。また、一人一人の学習内容の理解の状況を把握し、平日での宿題や課題を適切に与えたり、週休日や長期休業期間においても、児童が自主的に取り組むことができる課題を与えたりする。

- **メディアとの正しいつきあい方について、保護者や地域の人々と共に考える機会を設定するなど、家庭や地域と連携した生活環境づくりを行う。**

例えば、地域でテレビの視聴時間やゲームをする時間についてのきまりや、ノーテレビ・ノーゲームデーを設け、家族の会話や読書活動ができる環境を整える。

- **家庭・地域社会における生活を通して、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成や規範意識の醸成を図られるようにする。**

例えば、早寝・早起き、必ず朝食を摂ること、バランスのとれた食事を工夫すること、適度な運動、十分な睡眠について児童の実態を十分に把握し、生活習慣についての正しい理解と実践力を身に付ける指導の充実を図る。そのために、これらに関するシンポジウムやPTA講演会を開催するなど、家庭や地域社会への啓発活動を計画的、継続的に行う。

- **豊かな体験活動（集団宿泊活動、奉仕体験活動、自然体験活動、文化・芸術体験活動等）を取り入れ、豊かな心が育つようにする。**

例えば、毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」を生かし、親子で参加できる体験的な行事や小学生が主体となって取り組むことができる活動等を積極的に紹介する。また、地域の大人や異年齢の子ども同士の交流の場や地域の自然を知る活動等を意図的に設け、学校の道德教育が児童の日常生活に生かされるよう努める。その際には、保護者や地域の人々の参加を積極的に促し、学校と家庭や地域社会が一体となって豊かな心をはぐくむ体制づくりを促進する。

- **「子ども110番の家・みせ」や地域ボランティアによる「見守り隊」などの防犯・安全組織の構築を進め、児童が安心して生活できる安全な環境を作る。**

(12) その他

【教科を横断して指導する教育等について】

児童に社会の変化に対応する力を身に付け、知・徳・体のバランスのとれた成長を促すためには、個々の教科指導の充実を図るいわば的を射た教育とともに、各教科の横断的な教育すなわち総合的な教育を計画的に実施する必要がある。その際、総合的な学習の時間のテーマに取り上げたり、教科等の学習に関連付けたりして、各学校の独自性を生かした教育を推進する。

例えば、自然・環境教育、情報教育、キャリア教育、伝統や文化に関する教育については、以下のような取組が考えられる。

○ 自然・環境教育

各教科等の特質に応じた学習活動を通して、自然に対する豊かな感受性や生命尊重の態度の育成、環境問題と社会経済システムの在り方や生活様式とのかかわりについての理解などに重点を置く学習の充実を図る。

例えば、島根県の美しい山、川、海などの豊かな自然や身近な地域の中での体験活動や清掃活動を通して、環境を保全する心情や態度を養う。また、その中から環境やエネルギー問題にかかわる課題を取り上げ、総合的な学習の時間においてリサイクルの重要性について認識を深める。

○ 情報教育

各教科等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を通じて、その基本的な操作の習得や、情報モラル等にかかわる指導の充実を図る。

例えば、総合的な学習の時間において、携帯電話の活用に関する問題を取り上げ、情報モラルの重要性について認識を深めたり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりする学習活動を行う。また道徳の時間や特別活動においても、発達の段階に応じて情報モラルを取り扱う取組を行う。

○ キャリア教育

働くことの意義に気付き、実感できる活動を工夫し、望ましい勤労観や職業観を育てるとともに、自らの将来について夢やあこがれをもつことができるようする。

例えば、低・中学年においては、係活動や当番活動を友達と協力してやり遂げ、成就感を味わう体験を重ねる。また、中・高学年においては、総合的な学習の時間や社会科、特別活動において、職場見学や体験談を聞く活動を行い、勤労観や職業観の育成を図る取組を行う。

○ 伝統や文化に関する教育

国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、自分とは異なる文化や歴史を理解し、世界の人々と共存することができる。

例えば、総合的な学習の時間やクラブ活動において、地域に伝わる神楽や太鼓演奏等の伝統芸能や行事について地域講師から学ぶ学習を取り入れる。

教科においては、国語科では、低学年で昔話や神話・伝承などの本や文章の読み聞かせを聞いたり、中学年で文語調の短歌や俳句のリズムを感じ取りながら音読や暗唱をしたりする。音楽科や図画工作科では、全学年を通して、唱歌、和楽器、工芸などに親しみながら、自ら表現・創作したり、鑑賞したりする。また、道徳の時間においては、各教科等で行う体験活動とのかかわりを大切に、我が国の伝統や文化を尊重する心情や態度をはぐくむ授業に取り組む。

IV 中学校における教育課程の編成と実施について

1 中学校教育で大切にしたいこと

中学生は、子どもから大人へと精神や肉体が急成長する時期であり、自分の将来像を描き始める時期でもある。中学校教育においては、小学校教育の基礎の上に、卒業後の進路を見通して、生徒自身が社会や人とのかかわりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力を身に付けさせることが重要である。

そのためには、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮し、創意工夫を生かした教育活動を展開しながら、生徒一人一人の感性を基盤とした確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体）をバランスよくはぐくむことが必要である。その際、互いの人権を尊重し合い、生徒一人一人が自分の個性を十分発揮して生き生きと集団活動にかかわっていくことができるようにするために、人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据えることが大切である。

「知育」に関しては、生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを総合的に活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育に努めることが重要である。そのために、繰り返し学習や生徒の発達の段階を考慮した宿題などを通して、知識・技能の習得を図るとともに、学校図書館を活用した学習を工夫するなど各教科等における言語活動を充実させる必要がある。さらに教科の枠を越えた総合的な学習の時間による知力の向上にも努め、教科等で身に付けた知識・技能をもとに、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。その際、生徒の発達の段階を考慮して、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣が確立するための取組を進めていく。また、学力調査等の結果を分析して教育課程の編成に生かすとともに、授業評価を生かした授業改善をめざして組織的に実践することが必要である。

「徳育」に関しては、豊かな心をもち、人間としての生き方についての自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする道徳教育の改善・充実に努めることが重要である。そのために、道徳の時間を要とし、他の教育活動と密接な関連を図りながら学校の教育活動全体を通じて行う。その際、自然体験活動、職場体験活動、奉仕体験活動などの豊かな体験活動を重視し、そこで感じたり考えたりした経験を道徳の時間の学習に生かすことで、生徒が道徳的価値を自覚し、人間としての生き方について考えを深められるようにする。

「体育」に関しては、生徒が生涯にわたって健康を保持増進したり、健康的な生活習慣を形成したりするために、健康三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」が生活習慣として確立していることが重要である。特に、望ましい食習慣や食べる智慧を身に付けさせるために、家庭や地域との連携を大切にしながら、心身の健康をはぐくむ指導や食育等の健康教育を一層充実させていく必要がある。その際、体育・健康に関する指導が保健体育科教員のみによる指導に偏らず、教育活動全体を通じて適切に行われるよう組織的に進める。

また、生徒の体力・運動能力の低下傾向が見られる中、運動の愛好的な態度が育つよう、運動の機能的特性を感じさせながら、自発的・自主的な運動を促し、達成感や自己肯定感などの感情が味わえる活動を工夫することが大切である。

「感性」とは、「ひと・もの・こと」に出会った時に、五感を通して得た感覚を自らの体験や経験につなげ、その意義や価値に気付く力であり、「知育」「徳育」「体育」の基盤となるものと捉えている。これを磨くことは、心の豊かさとともに意欲や自信を高めることにつながり、多感な人格形成期にあって最も重要である。自我が目覚め、視野が広がる中学校段階において、例えば、積極的に地域へ出かけ、職場体験活動や奉仕体験活動など多様な活動を展開したり、読書活動を行ったりすることで、美しいものや生命誕生等の神秘的なものに感動できる、心豊かでたくましい生徒の育成を図る。

感性を基盤とした知・徳・体をバランスよくはぐくんでいくためには、これまで本県が取り組んでき

たふるさと教育や地域の教育力を生かした教育の推進，少人数指導の充実を図っていく。そのために，本県の豊かな自然や地域に伝わる伝統文化，地域の特色を生かした産業，学校への支援を惜しまない地域の人々等の恵まれた資源を活用し，人間的な触れ合いを基盤に一人一人を大切にした教育活動を積極的に取り入れる。

各中学校においては，以上のような基本的な考え方を大切に，今回の改訂の趣旨を十分に生かしながら適切に教育課程を編成する。

2 教育課程実施上の配慮事項について

(1) 学習意欲の向上や学習習慣の確立について

基礎的・基本的な知識・技能の習得はもとより，身に付けた知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力等の育成は，学習意欲があつてはじめて成果を挙げることができる。学習意欲を向上させるためには，学習内容が理解でき，学ぶことの楽しさや成就感を味わえる学習指導を工夫する必要がある。また，授業の中で自分の考えと友達の意見とを比べて考える時間を意図的に設定したり，日々継続した宿題を適切に与えたりするなど，学習習慣を身に付けさせる工夫も必要である。

そのために，次のことに配慮する。

- **知識・技能の確実な定着を図るため，前学年や前時までの既習事項についての復習の時間を計画的に設け，繰り返し指導を行う。加えて，少人数指導やTTによる指導等のきめ細かな指導や，補充学習等を取り入れる。**

その際，系統性のある学習内容については，関連のある学習事項の復習を行ってから新しい単元や題材に入る等，既習事項と新しい学習事項との連続性をもたせたり，関連する他の教科との整合性を図ったりする。例えば，理科において，イオンの学習の前に原子・分子や化学反応式を復習する時間を設けたり，技術・家庭科（技術分野）での電気に関する学習の前に理科での電気の学習を計画したりする。また，少人数指導やTTによる指導においては，教科や曜日を固定してのみ行うのではなく，単元や学習内容によって柔軟に活用するなど，より効果的な指導を計画する。

- **学ぶ意義を認識したり，夢をもって学んだりするために，学習内容が実社会や実生活と関連をもっていることや，学習によって身に付けた学び方や考え方が実社会において活用できることを実感できる時間を設定する。**

例えば，国語科において俳句を学習することで先人と時空を越えて同じ情景を味わったり，修学旅行に関連する学習を1年時から計画的に取り入れたりする。また，キャリア教育等と関連させて，保護者や地域の社会人・職業人を招いた講話やインタビューを行い，その人の人生体験や職業生活において，学校での学習内容や学習によって身に付けた学び方や考え方がどのように生かされているかを語ってもらう等の活動を工夫する。

- **学び合い高め合う集団づくりに努め，話し合いによって考えを深め合えるような学習活動を工夫する。**

例えば，問題解決的な学習など，生徒が主体的に学ぶ授業を展開する。その際，ペア学習や小グループでの学習を取り入れ，話しやすい雰囲気の中で，一人一人の考えを大切に話し合い活動を行う。また，日ごろから，話し合いの際，聞く側の生徒は，発表者を見て聞く，うなずいて聞く，発表に対し言葉で反応する等の支持的な雰囲気で聞けるようにする。なお，こうした態度の育成は，道徳教育や人権教育と関連を図りながら行うようにする。

○ **学習習慣を確立するために、家庭学習の改善に取り組む。**

例えば、生徒一人一人の学習内容の理解状況を把握した上で、適度な負荷をかけて取り組ませるようにする。その際、学習プリント等を活用するなどして適切な宿題を計画的に与えたり、個人で応募できる各種のコンクールやコンテストを紹介し、応募したりする等、学習の仕方や取組のきっかけを具体的に示して、家庭での学習環境の改善・充実を図る。また、各学校で作成した学習の手引きを活用することによって、自ら計画を立てて学習に取り組むことができるようにする。

(2) 確かな学力をはぐくむ言語活動の充実について

言語は論理や思考等の知的活動だけでなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤であることを踏まえ、各教科等における言語活動を充実する必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

○ **国語科では、的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を育成することや我が国の言語文化に触れて感性・情緒をはぐくむことを重視する。**

例えば、言葉の働きや特徴、漢字の読み書きなどの基礎的・基本的な内容の定着を図るとともに、自らの語彙力を高め、語感を磨くような学習を取り入れる。また、古文や漢文を音読して、古典特有のリズムを味わいながら、そこに描かれた情景や作者の考え方等の古典の世界に触れるとともに、発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述といった活動を行う。

○ **国語科だけでなく、すべての教育活動の中で指導することを重視する。**

例えば、「言語に関する能力を身に付けさせるのは、国語科の授業や国語科の教員のみによるのではなく、あらゆる教育活動の場で、すべての教職員によってなされるべき」という共通理解を徹底する。その上で国語科全体計画を改めて検討し、国語科の指導内容や目標と、他の教科や総合的な学習の時間等での言語活動との関連を明確にする。

○ **言語は、知的活動の基盤であることから、思考力、判断力、表現力等をはぐくむために、各教科等において言語活動を工夫し、それぞれの教科等で習得した知識・技能を活用する学習を充実させる。**

例えば、数学科においては、比較や分類、関連付けといった考えるための技法、帰納的な考え方や演繹的な考え方等を活用して説明する。社会科や理科等のレポート作成においては、まとめる視点を明確にして、見学や観察した事象の特徴や相違点・共通点を捉えて記録・報告する。また、音楽科において、歌詞の意味を考えて、歌ったり聞いたりする活動を行う。

○ **言語は、コミュニケーションや感性・情緒の基盤であることから、各教科等においてそれぞれの特性に応じた言語活動を工夫する。**

例えば、音楽科や美術科、保健体育科等においては、体験から感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体等を使って表現する。特別活動や総合的な学習の時間においては、体験活動を振り返り、そこから学んだことを記述してまとめたり、討議や討論等により異なる意見に反論したり自分の意見をまとめたりする。また、ふるさと学習において、保護者や地域の社会人・職業人にインタビューをしたり、体験活動を通して感じたことを伝え合う活動を設定したりする。その際に、中学生として適切な語句や比喩を用いる等、語彙を広げることができるよう配慮する。

○ 言語に関する能力をはぐくみ、感性を磨くために読書活動を充実する。

例えば、朝読書は、生徒に読書の習慣を身に付けさせ、家庭での読書（家読）^{うちよみ}につなげる手立てとしても有効であり、その意義について教職員間で共通理解を図り、教員も一緒に読書を行い、全校で取り組むように工夫する。また、読書活動をより充実したものにするために、生徒の発達段階に応じた本（必読書、推薦図書等）の紹介も必要であり、司書教諭、図書館司書はもとより、生徒会図書委員会等の活動の一環として図書の紹介に取り組ませる。

○ 言語活動を充実させ言語に関する能力を育成するために、学校図書館の活用や、言語環境の整備を行う。

例えば、各教科等の年間指導計画において学校図書館の活用を意図的に組み込んだり、教科等の学習以外の時間でも、発言の仕方（聞き方）、資料の作り方、掲示の仕方、校内放送の在り方、言葉遣い（敬語等）等、言語環境の整備について教職員間で共通理解をもって指導に当たったりする。

（3）数学的な見方や考え方、科学的な見方や考え方を養う理数教育の充実について

数学科や理科では、知る楽しさを味わわせ、それをさらに意欲につなげるような指導を行うことが大切である。また、身に付けた知識・技能を活用して、仮説を立て、課題を解決する学習を通して、思考力、判断力、表現力等を育成することが求められている。その際、知的活動の基盤である言語の役割に着目し、結果をまとめたり、表現したりする活動を重視する必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

○ 数学科の学習における配慮事項

- ・ 新たな内容を指導する際には、すでに指導した関連する内容を意図的に再度取り上げ、学び直しの機会を設定することにより、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。
- ・ 指導計画に具体物を用いて行う指導を位置付け、数量や図形の意味や数学の有用性を実感的に理解し考えられるよう工夫する。そして、生徒がそれを基にして、数学を活用して考えたり判断したりする機会を設定する。
- ・ 根拠を明らかにし、筋道を立てて体系的に考えることや、言葉や数、式、図、表、グラフ等を適切に用いて問題を解決すること、自分の考えをわかりやすく説明することや互いに自分の考えを表現し伝え合うこと、また、学習を振り返ること等の数学的活動を充実させる。
- ・ 学習したことを活用するために、年間指導計画に課題解決学習を適切に位置付けたり、日常生活や他教科等の学習、発展的な学習で既習事項を活用する場面を意図的に設定する。

○ 理科の学習における配慮事項

- ・ 仮説を自分で設定し、その検証方法を自分で考え、実際に探究活動を行うような学習活動を取り入れる。
- ・ 観察・実験の結果を考察、表現する活動を多く取り入れる。その際、自分の考えと他人の考えを比較・検討し、自分の考えを再構築できるよう、話し合い活動を重視する。また、結果をグラフや表で表したり、レポートをまとめたりする時間を十分確保する。
- ・ 学習した事象が、生活の中でどのように生かされているのか説明させる等の工夫をする。
- ・ 科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するために、ものづくりや自然観察等を積極的に取り入れる。

(4) 自分を大切に、他を思いやる心、卑怯を恥じる心をはぐくむ道德教育の充実について

人間関係の希薄さ、家庭や地域での教育力、マナーやモラルの低下等が指摘される中、よりよく社会へ参画するために、自他の生命を尊重し、規範意識をもち、思いやりのある行動ができるなど、人間としての道德性が強く求められている。

日本人の心に引き継がれてきた、他を思いやる心や卑怯を恥じる心は、多様化した現代社会においても、常に自分の行動を公德心や自らの良心に問いかけ、主体的に判断し、適切に行動する実践力を育てるものである。次代の島根を担う子どもたちを育てる上で、自然豊かで歴史や伝統のある郷土、思いやりや優しさのある情緒あふれる教育環境の中で、地域の実態や発達の段階に応じた道德教育の充実をめざすことが必要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教員（「道德教育推進教師」等）を中心に全教員が協力して、計画の立案や各教科等の特質に応じた道德教育の推進を図る。

その際、学校規模によっては、複数の道德教育推進教師を設けたり、道德教育推進教師を運営会議や企画会議の一員として教育課程の編成にかかわらせたりする。

- 教科等や部活動などでの指導においては、道德の時間との連携を図り、系統性のある学習が行われるように配慮する。

例えば、国語科において、短歌や俳句、川柳等の学習を通して、日本の自然や文化について考えたり、保健体育科や部活動では、ルールやマナーを守り、協力して技量を高め、仲間と公正にかかわったりする態度を育てる。

- 生徒の心に響き、豊かな道德性を育てる道德教育の要としての道德の時間の充実を図るため、生徒が感動するような読み物教材、地域の素材を生かした話題、身近な社会問題を取り上げた資料等、生徒が関心をもち、自分のこととして考えることができる教材を多く用いる。また、話し合い活動を重視し、自由な意見交換の中で、本音で語り合える学級の雰囲気醸成し、よりよい道德的価値観を引き出す指導を工夫する。

例えば、ごみの問題や携帯電話使用のマナー等生徒の生活に密着した話題を取り扱い、社会のルールやマナーについて話し合い活動を取り入れたり、授業の様子を保護者や地域の人々に公開したりし、学習内容が家庭での日常生活に生きるようにする。

- 他者、社会、自然・環境の中で行う職場体験活動、奉仕体験活動、自然の偉大さや美しさに触れる自然体験活動、ふるさとの伝統文化に触れる文化・芸術体験活動などの豊かな体験活動を通して、生徒の様々な気づき（発見、疑問、驚き、反省、喜び、感動など）を引き出すようにする。

その際、体験活動で出会う人とのかかわりを大切に、人間としての生き方などを考えさせるようにする。

- 年間指導計画を作成するに当たっては、学習指導要領に示された24の内容をすべて扱うようにするとともに、各学校で重点的に取り組む内容項目について共通理解を図る。また、年間を通して道德の時間が確保されるように年間の授業予定を確認し、行事や休祝日等のために長期間にわたって道德の時間が欠けないよう、適切に時間割の変更を行う。

例えば、学校経営の重点に示された「協力」や「思いやりの心」にかかわる内容を重点項目とし、指導計画に複数時間位置付ける。また、週単位や月単位で指導計画を確認し、学級担任の独断で内容や授業そのものの変更が行われたり、指導を伴わない名目だけの道德の時間になったりすることのないよう、校内での共通理解を図る。

(5) ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもをはぐくむふるさと教育の充実について

他人の心を理解し、自然とともに生き、優れた文化に触れ感動できるような感性豊かな人間を育てるために、ふるさと教育の果たす役割は重要であり、ふるさとの人、自然、歴史的遺産、伝統文化、産業等を活用するふるさと教育を積極的に推進していくことが大切である。ふるさと教育を充実していくことによって、ふるさとへの愛着と誇りをもつ生徒を育て、生徒が地域に主体的に参画していく力をはぐくみ、国際社会に生きる人としての人格形成を図っていく必要がある。

各学校では、特色ある取組が行われてきているが、今後さらに、生徒たちが自分の視野を広げ、自分たちの地域のよさと課題を発見し、課題解決への実践力をはぐくむとともに、自分と他者、ふるさとと他地域の違いを理解し、国際化に対応する基盤となる豊かな感性をはぐくむことをめざしたふるさと教育を推進していく必要がある。また、ふるさと教育は、自分の住んでいる地域など狭い地域に限定するものではない。校区内から町へ、町から島根県へ、県から日本へと、生徒の視野が広がるように活動を工夫することも大切である。

なお、本県と関わりの深い「竹島」領土問題についての学習を必ず取り入れるようにする。その際、中学校学習指導要領解説—社会科編—に、竹島を扱う記述が加えられたことを踏まえ、竹島に関する学習を教育課程に位置付けて、正しい認識を深められるようにすることが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- 各学校では、これまで取り組んできたふるさと教育を体系的に整理し、市町村教育委員会が作成する「ふるさと教育推進計画」をもとに、「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育年間指導計画」を見直し、家庭・地域と連携した学習活動を行う。

例えば、各地域で継続的に取組が続けられている祭や行事等についての歴史を調べ、現在に至るまでの背景を知る活動を行うことで、ふるさとの財産を主体的に残していこうとする態度を養う。

その際、ふるさと教育で育てたい資質や能力について明確にするとともに、題材、教材の構成や活動内容を工夫し、ねらいを明確にした学習活動を展開する。

- 地域に出かけ、自然体験活動、奉仕体験活動、生産体験活動、職場体験活動等を通して、地域の大人から話を聞いて学ぶ機会を積極的に設ける。

例えば、ふるさとにおいて長年にわたって活躍してきた方の体験談を直接聞く場を設定することで、資料による学習では感じ取ることができない様々な思いや現在に至るまでの苦労に触れ、ふるさとを大切に思う意識を高める。

その際、市町村に派遣されている派遣社会教育主事等の協力を得ながら、地域の教育資源マップや人材バンクを継続的に見直し、加除修正しておく。

- 生徒が学校内外で行う取組を、学校や社会全体で評価し、認める。

その際、中学生として、義務教育修了後の自分と地域とのつながりを、将来にわたってどう生かすのかを一人一人に考えさせる等、ふるさと学習が表面的な地域学習のみで終わることなく、持続可能な地域社会の創造へとつなげる。

- 発達の段階、地域の実態に応じて「竹島」に関する学習を行う。

例えば、社会科地理的分野において、島根県が作成した竹島副教材（DVD）を活用し、竹島が日本の領土であることを確認するとともに、竹島領土問題の歴史、現在の竹島領土問題についての認識を深める。また、社会科公民的分野において、島根県総務部総務課ホームページ内「竹島」、外務省パンフレット「竹島」等を活用して調べ学習を行うことを通し、日韓両国の主張の違いについての理解を深める。

(6) 健やかな心と体の育成について

今日の生徒たちを取り巻く状況は、夜型社会、情報の氾濫、食にかかわる問題等、よい状況であるとは言えない。また、子どもの遊びの変化や遊ぶ場所の減少などにより体を動かす機会が減ったこと等から、体力・運動能力に低下傾向が見られる。さらに、少子化や核家族化の進行等に伴い、人間関係の希薄化や家庭や地域における様々な体験の減少、家庭・地域の教育力の低下等社会状況の急激な変化とともに、様々な問題を抱える生徒が増加している。

このような中で、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を養うことは極めて重要である。

そのために、次のことに配慮する。

- **保健体育科(体育分野)において、様々な運動の合理的な実践を通して、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育てる。**

例えば、器械運動で練習や演技を行う際には、ペア学習やグループ学習を通じて、互いに補助したり友達の動きをよく見たりし、より高度な技に挑戦していくように内容を工夫する。

- **家庭や地域社会との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じ、望ましい生活習慣を確立させる。**

例えば、技術・家庭科(家庭分野)の「食生活と自立」において、健康と食習慣との関係を理解させる。また、生徒会や学校保健委員会等を活用しアンケート調査を行うなどして、生徒自身に食習慣や生活習慣の問題点や改善策を考えさせ、実践力を養う。

その際、指導に当たっては、養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員とのTTによる授業を行ったり、家庭や地域社会とも連携したりするなど工夫する。

- **日常生活リズムを見直し、規則正しい生活ができるようにする。**

例えば、「早寝、早起き、朝ご飯」運動の推進等を通して、発達の段階に応じた必要な睡眠時間を確保する取組を行う。

- **メディアとの正しいつきあい方について、保護者や地域の人々と共に考える機会を設定するなど、家庭や地域と連携した生活環境づくりを行う。**

例えば、地域でテレビの視聴時間やゲームをする時間についてのきまりや、ノーテレビ・ノーゲームデーやノーメールデーを設け、家族の会話や読書活動ができる環境を整える。

- **他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、自己存在感を実感し、これらと共に生きる自分への自信をもたせていく。**

例えば、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流や自然の中での宿泊体験活動、職場体験活動、奉仕体験活動をさせる。その後、体験したことを文章で表現したり伝え合ったりすることで、自分を見つめ、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で共に生きているという実感や達成感を高める。

(7) 学校図書館を活用した教育の充実について

読書は、豊かな心(感性・情操)をはぐくみ、確かな学力を身に付ける上で非常に重要な意味をもつ。読書の楽しさを味わい、進んで図書を活用し学習や生活に生かそうとする生徒を育てるためには、「心を育て、学びにつながる学校図書館」の実現を図るとともに、学校図書館を活用した教育活動を積極的に行うことが重要である。

そのために、次のことに配慮する。

○ 生徒と図書との出会いの場を意図的に設定する。

例えば、中学校の間に読んでほしい図書を紹介したり、教員やボランティアによる読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークを行ったりする。また、各教科等の学習と関連する図書を集め、活用できる環境を整える。すでに読書の楽しさに気づき、読書に親しんでいる生徒に対しては、その読書の幅を広げていく指導を工夫する。また、各教科等の学習と関連する図書を紹介し、学習がさらに発展・深化するように努める。

○ 授業における学校図書館の活用を拡大する。

各教科等において言語活動の充実を図るためには、学校図書館を活用した学習活動を工夫することが大切である。そのために、各教科等における年間指導計画に学校図書館の活用を位置付け、日々の授業において積極的に学校図書館を活用できるようにする。例えば、社会科で扱う歴史上の人物について、複数の図書をもとに調べ人物像に迫る学習を行う。その際、学校図書館の蔵書だけでは十分でないことも想定されるので、近隣の公立図書館とのネットワークを構築し、必要な図書や資料が入手できる環境を整える。

○ 「心を育て、学びにつながる図書館」にするための校内体制を整える。

例えば、司書教諭、学校司書、学年主任等で構成する学校図書館推進委員会を設置し、学校図書館活用年間計画等を作成したり、効果的な活用方法について定期的に協議したりするなど、組織的な取組が行えるようにする。その際、全教職員で学校図書館教育を推進するという気運が高まるよう工夫する。

○ 「いつも開いている図書館、誰かいる図書館」を実現し、心の居場所となる学校図書館づくりを進める。

その際、生徒が学校にいる時間には、できるだけ学校図書館に「人」がいる環境を整えるとともに、教員と学校司書やボランティアとの連絡・調整を密にし、生徒の活用状況やニーズを把握する。

(8) 小学校、中学校、高等学校の連携について

今日、生徒を取り巻く環境や生徒の心身の発達状況が大きく変化する中、学習面だけでなく生活全般においても、小学校、中学校、高等学校の連携がこれまでも増して大切になってきている。

小学校、中学校、高等学校は、それぞれの子どもの発達の段階に応じた教育を行い、その役割をしっかりと果たし、次へバトンをリレーしていくことが重要である。そして、より効率的に教育効果を上げるためには、それぞれの教育理念を共有し、一貫した教育を行うことが求められる。

こうした、小学校と中学校の連携は、今日、社会問題となっている「中一ギャップ」の対策面からも必要になってくる。

そのために、次のことに配慮する。

○ 小、中、高等学校で生活習慣や学習習慣の到達目標を話し合っ決めて決めるなど、一貫性のある指導に努める。

例えば、小学校から高等学校までを見通した「めざす子ども像」を作成し、教職員が共通理解の上で望ましい生活習慣や学習習慣について継続的に指導する。具体的には、総合的な学習の時間の実施に当たって学校種間の取組の系統性を考慮したり、道徳教育について小、中、高等学校で連携して指導計画を作成したりする。また、地域と連携した取組や指導ができるように、PTA総会や地区懇談会、授業公開、学校だより等を通して情報発信や啓発活動を行う。

○ **教員同士の情報交換や交流を密にする。**

例えば、中学校区単位で「小・中一貫教育の日」を設定し、主任者会や教科担当者会等を開催したり、互いに授業公開をして指導上の工夫点や配慮事項等を共有したりする。また、1年生の1学期には小学校教員を招いてTTによる指導を行い、3年生の2学期には高等学校教員を招いてのTTによる指導を行ったりする。

○ **各校種間での児童生徒の交流を行う。**

例えば、運動会や文化祭等に校区の幼児や小学生を招待したり、特別支援学校との交流及び共同学習を行ったり、小学校の児童会や高等学校の生徒会との情報交換会を開催したりする。また、部活動の合同練習会を企画する等、子ども同士が触れ合える場を設定する。

(9) 特別な支援の必要な生徒の指導の充実について

生徒たちは、一人一人違う資質や能力をもっている。長期的な展望に立って生徒一人一人がもつ可能性を最大限伸ばしていくためには、学校が教育の機会を保障し、教室がすべての生徒にとって安心して学べる場となることが重要である。

また、通常の学級に、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の児童生徒が約6%程度の割合で在籍する可能性が示されており（H14文部科学省調査「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の全国実態調査」）、これらの生徒が学習や生活するうえで困っている状況や障害特性等を十分に理解し、各教科等において適切な指導と支援を行う必要がある。そのために、次のことに配慮する。

○ **教科担任制であることや、生徒が部活動に加入するなどして長時間にわたって校内で過ごすこと等を考慮し、特別な支援の必要な生徒について、教科担当者同士や部活動顧問との情報交換を密にする。それとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用・評価し、教員が指導・支援について共通理解を図りながら対応するよう配慮する。**

「個別の指導計画」の作成に当たっては、実態把握に基づいた各教科、領域における目標や手立てを明確にして作成する。そして、定期的に評価と検証を行い、状況の把握や課題等について検討を重ねて今後の支援に生かす。また、長期的な視点に立ち、特別な支援の必要な生徒の教育的ニーズに対応した指導・支援を一貫して実施するため、移行支援計画を含めた「個別の教育支援計画」を作成・活用・評価する。その際、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と密接に連携を図る。

○ **特別な支援の必要な生徒の指導に当たっては、管理職のリーダーシップの下、担任や学年主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭等からなる校内委員会の組織づくりを行い、特別な支援の必要な生徒の課題や指導・支援の在り方と内容を話し合い、学校全体で取り組むことができるようにする。**

また、通級による指導を効果的に行うために、学級担任や教科担当者と通級指導教室担当者が生徒の様子や変化について定期的に情報交換を行うなどして、指導・支援の充実を図る。さらに必要に応じて、特別支援学校のセンター的機能を活用して、すべての教職員が障害や特別な支援の必要な生徒への適切な指導及び必要な支援についての理解を深める。

- 特別な支援の必要な生徒はもとより、すべての生徒の状況を把握し、一人一人の生徒の実態に合った指導方法の工夫・改善を行う。

例えば、実態把握においては、対人関係や集団参加、身辺自立、言語・コミュニケーション、運動・動作、学習、情緒といった観点で多面的に行う。授業においては、生徒が見通しをもって学習できるように、活動内容の順序を提示したり具体的で短い言葉で話したりするなどの視覚的、聴覚的な手がかりの工夫をする。また、適宜ヒントや応用課題を出したり、習熟度に応じたグルーピングや選択課題を取り入れたりする等、子どもの実態に応じた臨機応変な対応を行う。

- 特別な支援の必要な生徒が積極的に社会に参加できるようにする。

例えば、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、学校間や地域との多様な学習活動をより一層推進するとともに、交流及び共同学習等を教育課程に位置付けて計画的、継続的に行う。

(10) 学校・家庭・地域の連携について

近年の急速な少子化や核家族化などに伴う子どもの人間関係の希薄化や、自然体験・社会体験の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下など、子どもに係る社会の状況はかつてとは異なるものとなっている。こうした中、学校、家庭、地域社会がそれぞれの果たすべき役割を意識し、三位一体となった連携を進め、子どもを育てることが極めて重要である。学校では、確かな学力を身に付けることや安全な環境を作ること、家庭では、心身の健康をはぐくむこと、学習習慣・生活習慣、規範意識の基盤を作ること、そして地域では、安全な地域づくりを進めることや多様な体験の場を提供すること等が必要である。そのために、次のことに配慮する。

- 各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて個人情報保護に配慮しながら、具体的に家庭や地域の人々に説明したり、情報を提供したりすることを通して、理解や協力を得られるようにする。

例えば、行事や授業公開、学校だよりやホームページ、有線放送などを積極的に活用し、情報の提供を行うとともに、保護者から家庭の様子や願い、悩み等を聞く機会を設けるなど、双方向的な連携を図る。また、保護者や学校評議員、地域住民、学校運営協議会等による学校関係者評価を積極的に活用し、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、自校の教育活動に生かす取組を推進する。

- 本県では、全国学力・学習状況調査や島根県学力調査の結果分析により、生徒の家庭での学習時間が少なく、家庭学習習慣の確立が必要であることが指摘されていることから、家庭の学習環境を整備し、学びの機会の確保と充実を図り、学習習慣が身に付くようにする。

例えば、家庭学習の手引きを作成し、家庭との連携のもと、家庭学習が行える環境を整える。また、一人一人の学習内容の理解の状況を把握し、適度な学習負荷を考えた宿題や課題を適切に与えたり、週休日や長期休業期間においても、生徒が自主的に取り組むことができる課題を与えたりする。

- メディアとの正しいつきあい方について、保護者や地域の人々と共に考える機会を設定するなど、家庭や地域と連携した学習環境づくりを行う。

例えば、地域でテレビの視聴時間やゲームをする時間についてのきまりを設けたり、ノーテレビ・ノーゲームデーやノーメールデーを設けたりして、家族の会話や読書活動ができる環境を整える。

- 家庭・地域社会における生活を通して、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成や規範意識の醸成が図られるようにする。

例えば、早寝・早起き、必ず朝食を摂ること、バランスのとれた食事を工夫すること、適度な運動、十分な睡眠について生徒の実態を十分に把握し、生活習慣についての正しい理解と実践力を身に付ける指導の充実を図る。また、シンポジウムやPTA講演会を開催するなど、家庭や地域社会への啓発活動を計画的、継続的に行う。

- 地域での体験活動の充実を図るとともに、地域のゲストティーチャーの活用などを通して学習効果を高めたり、地域の取組を促進したりする。

例えば、毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」を生かし、親子で参加できる体験的な行事や中学生が主体となって取り組むことができる活動等を積極的に紹介する。また、地域の郷土史家を招いて身近な地域の歴史や郷土に残る伝統音楽について学習したり、地域での公民館活動やサマースクール、講演会等の行事に、積極的に生徒が参加できるように促したりして、地域とともに生き方を考え、自分の力を役立てようとする姿勢が育つようにする。その際、保護者や地域の人々が積極的に活動にかかわってもらえるようにし、地域が一体となって次代を担う子どもを育成する体制づくりを進める。

- 「子ども110番の家・みせ」や地域ボランティアによる「見守り隊」等、地域セーフティ・ネットの構築を進め、生徒が安心して生活できる安全な環境を作るようにする。

(11) その他

【教科を横断して指導する教育等について】

児童に社会の変化に対応する力を身に付け、知・徳・体のバランスのとれた成長を促すためには、個々の教科指導の充実を図るいわば的を射た教育とともに、各教科の横断的な教育すなわち総合的な教育を計画的に実施する必要がある。その際、総合的な学習の時間のテーマに取り上げたり、教科等の学習に関連付けたりして、各学校の独自性を生かした教育を推進する。

例えば、自然・環境教育、情報教育、キャリア教育、伝統や文化に関する教育については、以下のような取組が考えられる。

- 自然・環境教育

各教科等において環境問題やエネルギー問題への関心と理解を深め、環境への負荷が少ない生活様式や自然保護について考える機会を意図的に設定する。

例えば、「学校版エコライフチャレンジしまね」を活用した自校の消費エネルギーの自己管理や取組の情報提供を行ったり、ごみを減らしたり省エネルギーやリサイクルについて話し合ったりする活動を通して、環境を保全する心情や態度を養う。また、総合的な学習の時間等において、各自やグループで環境をテーマにした課題を見付けて探究的な活動を行う。

- 情報教育

技術・家庭科（技術分野）や社会科、理科等の教科において、情報機器の操作能力の向上のみでなく、様々な角度から情報を収集・整理し、取捨選択していく能力を高めていく機会を設定する。

例えば、携帯電話の活用の問題を取り上げ、有害な情報を簡単に入手できたり個人情報が出たりする危険性や、自ら発信源となって人を傷つける結果を招くことについて認識を深めさせる。また、道徳の時間や特別活動等においても情報モラルについて考えさせる機会を設定し、情報化により人権が侵害された事例や、その対処法を具体的に指導する。その際、調べる、まとめる、発表する、議論

する等の言語活動や、情報の正確性や信頼性を検討する学習活動を合わせて計画する。

○ キャリア教育

生徒が、自分にふさわしい職業を選ぶ等、自分で決められる価値基準を身に付けるために、望ましい勤労観・職業観が育つようにする。

例えば、清掃、給食の準備や片付け、体育祭、文化祭への取組等において、一人一人の役割や係活動の意味をよく理解して取り組む活動を行う。また、進学を希望する学校について調べ、自分の適性や個性を生かした将来への展望をもったり、職場体験活動の前には働くことについて考えたり話し合ったりする学習を取り入れる。その際、地域との交流を深め、地域産業への関心をもてるようにする。

その他、雇用形態の変化やモラトリアム傾向、ニートの問題等の社会の現状についても考え、長期的な展望に立って自己の人生設計を考えることができるようにする活動等も考えられる。

○ 伝統や文化に関する教育

国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、自分とは異なる文化や歴史を理解し、世界の人々と共存することができる。

例えば、総合的な学習の時間等において、地域に伝わる神楽や太鼓演奏等の伝統芸能や行事について地域講師から学ぶ学習を行う。

また、社会科において、我が国や郷土の発展に尽くした先人の働きや、伝統的な行事、芸能、文化について調べ、我が国の伝統や文化についての理解を深める。音楽科や美術科では、唱歌や民謡、和楽器、我が国の美術文化についての指導を充実し、これらの継承と創造への関心を高める。さらに、保健体育科では、男女とも武道が必修化されることに伴い、我が国固有の文化に触れられるようにし、武道の伝統的な考えを理解させ、自分自身を鍛えるとともに相手を尊重する態度を養う。

【部活動の在り方について】

今回の学習指導要領「総則」で、部活動について「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と明記された。これは、部活動が中学校生活に与える効果が大きいと指摘されてきたことが背景にある。部活動に積極的に取り組んでいる生徒は「授業や学校行事への取組が積極的である」「部活動と勉強との両立を大事に思っている」「校則等の秩序を守ろうとする」などの傾向にあることが報告される等、部活動が、心・技・体の調和のとれた人間形成にとって重要な学習機会となっている。

部活動については、このことを考慮し、教育課程との関連を適切に図る必要がある。

そのために、次のことに配慮する。

○ 各部活動の活動内容と教育課程との関連を図り、中学生として適切な活動計画を立案する。

例えば、活動計画を見直し、授業等で学習したことの有用性を感じることができそうな活動を計画する。また、必要以上に高度な技能を求めたり、休日や休業日のほとんどを部活動に費やすことのないよう、適切に活動内容を設定したり部活動休止日を設けたりする等、生徒の発育・発達の段階を考え、年間を見通して計画的な活動をする。また、生徒の登下校における安全確保を考慮に入れ、適切な登下校時刻の設定をする。

- **部活動で学んだこととその他の学校生活で学んだことが、互いに生かされるようにする。**
例えば、部活動においてはぐくまれた人間関係やあいさつなどが、日常生活に生きて働くようにし、国語科や学級活動の時間において身に付けた話し合いの仕方を部活動の運営に生かす。
- **チーム編成や指導者確保が困難な場合は、地域の人々の協力を模索する他、近隣の中学校と合同チームを編成したり、定期的に合同練習会を実施したりする。**
その際、当該校の年間行事計画を見通して実施する、移動における安全に留意する、適切な活動時間を設定する等、校内で共通理解を図って実施する。
- **他の教育活動の支障にならないように留意する。**
例えば、部活動の指導が一部の教員の過重負担になったり、校務の能率が下がったりすることのないようにするために、活動日を精選する、複数の顧問が交代で指導・監督できるよう計画する、毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」には部活動も休みにする等の工夫をする。

V お わ り に

本審議会では、学校種別に専門調査委員会を設置し、そこでの調査研究をもとに審議を重ねてきた。その中で、改正された各種の法律、改訂された教育要領及び学習指導要領の趣旨を踏まえながら、「しまね教育ビジョン21」の教育理念に基づく島根らしい教育の在り方を追究し、島根県の教育を推進するに当たっての「今後の望ましい教育課程の編成と実施の在り方」について提言することとした。

県教育委員会においては、本審議会の提言を踏まえ、教育課程の編成及び実施に係る手引きや資料等を作成したり、教職員研修の充実や必要な予算の確保を行ったりするなど、各園・学校の創意工夫を生かした取組を積極的に支援する諸施策をさらに推進されることを求める。

また、各幼稚園、小学校及び中学校においては、本審議会の答申で述べているそれぞれの事項について十分検討し、適切で特色ある教育課程の編成及び実施に向け、全校体制で取り組まれることを期待する。その際、以下の視点から取組を推進されたい。

- 1 「全国学力・学習状況調査」及び「島根県学力調査」により、自校の状況を把握し、重点的な指導を行う。
 - ①各学校の指導上の課題を把握し、学校全体の授業や教育課程の改善を図るための校内研修を工夫する。
 - ②児童生徒一人一人が、学習意欲を高め学習習慣を身に付けるため、家庭・地域との連携を図った取組を行ったり、学習方法や指導体制の工夫改善を図ったりする。
 - ③思考力・判断力・表現力、問題解決能力の育成をめざして、学び合い高め合う学習集団づくりに努める。
 - ④各教科等の学習において言語活動の充実を図り、意欲をもって学習に取り組み、思考力・判断力・表現力を身に付けた児童生徒を育成する。
 - ⑤特別支援教育についての理解を深め、児童生徒一人一人の実態に応じ、かつ一人一人を大切にしたい学級経営・学校経営を行う。
- 2 多忙、多忙感の解消のための取組を工夫し、「余裕」を創出する。
 - ①人間関係に支えられた教職員集団を確立するとともに、自己有用感、達成感を味わえる校内組織の見直しを図る。
 - ②作成した教材の共有化を図ったり、先進校の取組を自校の実践に生かしたりする。
- 3 多面的・総合的な指導と、教科等の特質に応じた重点的な指導の両面から指導を工夫し、教育効果を高める。
 - ①国語科で身に付ける言語能力を全教職員で共有化し、各教科等における言語活動の充実に生かす。
 - ②各教科等との関連を図った「総合単元的な道徳学習」を計画するなど、教育活動の有機的な総合化を図る。
 - ③自然観察や体験活動を通して、四季の移ろいを感じさせたり、科学的な思考を促したりするなど、実体験に基づいた心に響く教育活動を展開する。

(参考資料1)

島根県教育課程審議会に対する諮問

次の事項について、理由を添えて諮問します。

「学習指導要領改訂に伴う幼稚園，小学校，中学校における教育課程の望ましい編成と実施」について

平成20年6月12日

島根県教育課程審議会長 様

島根県教育委員会

理由

本県では、『しまね教育ビジョン21』（教育振興基本計画）を本年3月に具体的に改訂し、島根がめざす教育として「知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決力を身に付ける」ことを明確に位置付け、その実現に向けた取組を推し進めている。

これまででも、豊かな自然や歴史・文化、教育熱心な人々など恵まれた教育資源、人間的なふれあいを基盤に、一人一人を大切にした教育を行い、ふるさと教育の推進や地域の教育力を生かした教育の推進、少人数指導の充実と拡大に取り組んできた。

その結果、子どもたちには、課題を意欲的に追究しようとする態度やふるさとを愛する心が育ちつつある。また、基礎的・基本的な知識・技能の習得について、概ね良好な状況であること等、一定の成果がみられた。

しかし、基礎的・基本的な知識・技能を活用する力（思考力・判断力・表現力等）や学習習慣が十分に身に付いていないこと等の課題も見られた。

こうした状況の中、教育基本法や学校教育法の改正により、明確となった「生きる力」という理念を継承・実現するため、平成20年3月28日付けで、その具体的な手立てを確立する観点から、幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領の改訂が行われた。

今回の改訂における教育内容の主な改善事項には、「言語活動の充実」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」の6つがある。これらのことは、本県としてもより一層取り組んでいかなければならない重要な内容である。

県内の各幼稚園，小学校，中学校では、新教育課程の実施に向けて、各学校の創意工夫を凝らした特色ある教育課程の編成を行うことになる。

そのため、この度の『しまね教育ビジョン21』や学習指導要領の改訂を期に、本県の地域性や子どもの実態を踏まえ、将来の展望に立った具体的な教育課程の編成と実施について検討を行い、各学校に指針を示す必要がある。

上記の理由から、以下の事項について諮問する。

【検討すべき事項】

- 望ましい教育課程の編成のあり方について
 - 1 各学校段階の教育で大切にしたいこと
 - 2 教育課程実施上の配慮事項について

(参考資料2)

平成20年度島根県教育課程審議会の審議経過

- ◆ 第1回島根県教育課程審議会 平成20年 6月12日(木)
- ・委員の紹介及び会長・副会長の選出
 - ・島根県教育委員会から諮問（「幼稚園、小学校、中学校について」）
 - ・検討すべき事項等の確認
 - ・専門調査員会の設置について了承
 - ・審議会の日程の概要説明
- ◇ 第1回専門調査員会（幼・小・中） 平成20年 6月26日(木)
- ・専門調査員会の役割について説明
 - ・調査研究の内容について説明
- ◇ 第2回専門調査員会 (幼) 平成20年 8月 7日(木)
- ・調査研究の報告 (小) 平成20年 7月31日(木)
 - ・調査内容について協議 (中) 平成20年 7月29日(火)
- ◇ 第3回専門調査員会 (幼) 平成20年 8月25日(月)
- ・調査研究の報告 (小・中) 平成20年 8月11日(月)
 - ・調査内容について協議
 - ・答申案の作成
- ◆ 第2回島根県教育課程審議会 平成20年 9月30日(火)
- ・専門調査員会の調査結果について審議
- ◇ 第4回専門調査員会 (幼・小・中) 平成20年11月11日(火)
- ・第2回島根県教育課程審議会の審議を受けた答申文修正案の検討
- ◆ 第3回島根県教育課程審議会 平成21年 2月 5日(木)
- ・答申文の内容決定
- ◎ 島根県教育委員会へ答申 平成21年 3月 9日(月)

(参考資料3)

平成20年度島根県教育課程審議会委員

任期：平成20年6月12日 ～ 平成22年6月11日

| 島根県教育課程審議会 規則第三条第1項 | | 委員 | 所属等 |
|------------------------|---|-------|------------------------------------|
| 第一号 | 島根県小学校長協会、島根県中学校長協会又は島根県教育研究会から推薦された小学校及び中学校の教育職員 | 神田 立 | 島根県小学校長協会推薦 松江市立恵曇小学校長 |
| | | 山崎 裕二 | 島根県中学校長協会推薦 出雲市立大社中学校長 |
| | | 田中 康夫 | 島根県教育研究会長推薦 江津市立江津東小学校長 |
| 第二号 | 島根県公立高等学校長協会又は島根県高等学校教育研究連合会から推薦された県立学校の教育職員 | 松本 善美 | 島根県公立高等学校長協会推薦 島根県立松江南高等学校長 |
| | | 坂本 逸雄 | 島根県高等学校教育研究連合会長推薦 島根県立出雲商業高等学校長 |
| | | 児山 治正 | 島根県特別支援学校協会長推薦 島根県立浜田ろう学校長 |
| 第三号 | 大学、高等専門学校関係の教育職員 | 足立 悦男 | 島根大学教育学部教授 |
| | | 廣兼 志保 | 島根大学教育学部准教授 |
| | | 西 信高 | 島根大学教育学部教授 |
| | | 小山 優子 | 島根県立大学(松江キャンパス)講師 |
| 第四号 | 関係行政機関の職員 | 福島 律子 | 松江市教育委員会教育長 |
| 第五号 | 学識経験のある者 | 大岩 睦子 | 島根県PTA連合会推薦 |
| | | 山尾 淳子 | 島根県国公立幼稚園長協会推薦 松江市立川津幼稚園長 |
| | | 庄司 肇 | 島根県私学教育振興会推薦 松徳学院高等学校長 |
| | | 林 玲子 | 島根県人権擁護委員会推薦 |
| | | 今井 直樹 | 島根県教科図書販売株式会社社長 |

※ 神田委員、山崎委員の任期は、平成20年6月12日 ～ 平成21年3月31日